

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 後藤省治君、11番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これにより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

第1点目は、非正規公務員（臨時職員）の待遇改善を、第2点目は、180秒が大事AEDと消火栓についてと題してであります。

それでは第1点目、非正規公務員（臨時職員）の待遇改善についてお尋ねいたします。

ことし3月、第1回垂井町議会定例会の開会に当たり、町長より町政運営に関する幾つかの所信表明、提案説明がありました。そして、その終わりに当たり、今求められている幾多の課題に対し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であると述べ、締めくくられております。

しかし、どんなにすばらしい施政方針及び提案説明であっても、その目標を達成するため、職員と一丸となるためには必要不可欠な要素は、何より職員のやる気にあります。いかに職員とコミュニケーションをとり、やる気を引き出すべきかがとても大事なことに思われます。その職員とは、正規公務員（職員）と非正規公務員（臨時職員）のことです。職員と一丸となるためには、制度上やむを得ない面もありますが、やはり正規公務員と非正規公務員の格差をできるだけ小さくすることがとても大事ではないかと思うのであります。

2012年の総務省の統計で比較すると、市町村の地方自治体に勤務している職員の3人に1人は非正規公務員と言われ、非正規公務員はおおむね任期1年の有期雇用、長年勤務していても無期雇用に転換することはなく、年度末には決まって雇いどめの危機にさらされています。そういう公務員が3分の1を占めていると言われております。

公務員は安定した職業と思っておられる方が多いと思います。しかし、実態と印象が乖離しているのはなぜか。それは、公務員の非正規化が急速に進んでからではないでしょうか。公務員の非正規化状況を見ると、我が町では、予算資料職員配置状況調べによると、平成10年1月

1日現在、職員数220人、臨時職員数80人、平成15年、職員数241人、臨時職員数122人、平成18年、職員数245人、臨時職員数164人、平成22年、職員数236人、臨時職員数170人、平成29年、職員数216人、臨時職員数206人とあり、平成10年に職員数は220人であったのが、平成29年には職員216人と4人減っています。それに比べ、臨時職員数は平成10年に80人であったのが、平成29年には216人と136人ふえています。2.7倍、約3倍ふえていることになります。

急速な非正規化は、なぜ進んだのでしょうか。端的に言えば、人が足りないのに仕事がふえたからだと思われます。全国的に2005年から2012年の7年間で正規公務員は減少しています。しかし、仕事は減らせない、むしろふえています。この7年間で非正規公務員の人数が増加したのは、その結果だと思われます。そして、残りの業務は民間事業者に業務委託をしてきたと思われます。

例えば平成28年11月1日現在、垂井町の保育園・子ども園の正規職員数は47人、臨時職員数は96人とあります。保育園の保育士の51%は非正規の保育士です。もちろん、彼女たちは保育士資格を持ち、正規の保育士と同じ仕事をしています。クラス担任や主任を務める非正規保育士さえおられます。学童保育の需要も高まっています。高齢化に伴い、生活保護受給世帯は増加しています。児童虐待やDV被害がふえ、消費者被害も拡大しています。町行政はこれらに対処しなければなりません。このほか、学童指導員、消費生活相談員、図書館司書が非正規公務員で占められています。これらは、非正規が正規を上回っている公共サービス分野の典型例ではないかと思われます。

小さな政府の志向性が高まる中で、正規公務員はふやせない。だから、公務員の定数にカウントされない非正規公務員をふやし、これに代替させ、増大する仕事に対処してきたと思われます。代替ということは、非正規公務員は正規公務員と同じ仕事をしているということです。同一労働者同一賃金、仕事内容が同じであれば、労働者には同じ賃金を払うというのが、今の流れであります。非正規公務員の仕事は補助的や臨時的なものではもはやありません。公共サービスの基幹的業務を担う存在になったと言えると思います。

そこで、以下、お尋ねをいたします。

1つ目、町役場の正規公務員数と非正規公務員数（臨時職員）の数はどれだけか、再度確認をいたします。また、そのうち男性は何名で女性は何名か、お尋ねいたします。

2つ目、正規公務員と非正規公務員（臨時職員）の違いは何か。

3つ目、非正規公務員（臨時職員）を雇用する理由は何か、確認いたします。

4つ目、一般行政職の正規公務員の平均年収額は幾らか、事務職の非正規公務員（臨時職員）の平均年収額は幾らか、賃金等でも結構でございますが、お尋ねいたします。

5つ目、非正規公務員（臨時職員）の待遇改善を求めます。具体的には述べませんが、賃金、昇給、昇格、福利厚生その他でございます。

6つ目、2013年4月に実施された改正労働契約法、これにより2013年4月を起点として有期雇用契約が5年経過した人（非正規公務員を含む）には、無期雇用に転換可能な権利が付与さ

れる決定が国のほうでなされました。この5年ルールが初めて適用されるのは2018年4月ですが、5年ルールを適用していかれるのかどうかをお尋ねいたします。

続きまして、第2点目、180秒が大事AEDと消火栓についてであります。

周りの人が心臓発作で倒れた。心臓がとまっている。そんなとき、誰もがまず救急車を呼ぶと思います。しかし、救急車はその現場に到着するのは、消防庁のデータでは、全国平均で8.3分かかるとのこと。そして、救急車が到着するまでに生死が決まるケースも多いということです。

実は、心臓発作の場合、心停止してから3分たつと、180秒たつと生存率は50%になると言われています。心臓は全身に酸素を含んだ血液を送り込む、いわばポンプの役割を果たしていますが、その心臓が停止したら、酸素を含んだ血液が全身に送り出されなくなり、細胞に酸素が届けられなくなるからです。そして、心停止から10分を超えた場合の生存率はさらに低く、数%までに下がると言われています。つまり、心臓発作で心停止した場合、救急車が到着するまで何もせずに待ち続けていると、救急車が到着するころには手おくれになっているケースが多いということです。

そこで、近年、行政が啓蒙を進めているのがAEDの使用です。AEDとは、もうほとんどの方が御存じですが、自動体外式除細動器のことを指します。心室細動や無脈性心室頻拍といったけいれんした状態の心臓に電気ショックを与えて、正常な心臓のリズム・心拍に戻す効果があります。心臓がけいれんすると、心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができなくなるので、その心臓の震えをどれだけ早く修復することができるか重要になります。

AEDは、その名前を聞くことがふえたので御存じの方も多いと思いますが、もし誰もがAEDを使わなければならない状況に立たされたとき、果たして3分という時間の中でAEDを見つけ、それを適切に使えるでしょうか。相手が助かるかどうかは、心停止から3分間の処置にかかっているといっても過言ではありません。

AEDがどこにあるかという設置場所、AEDが設置されているところには、ハートマークといいますが、心臓マークの張り紙がしてあります。AEDを見つけ、それを適切に使えるか。相手が助かるかどうかは、心停止から3分間の処置にかかっている。ハートマークの表示がされてはいますが、AEDをどうやって使えばいいか。正しい使い方は、この2つさえ押さえておけば、短い時間であってもAEDを使うことができます。設置場所と使い方です。

インターネット、スマホでアプリの「全国AEDマップ」を立ち上げてみれば、確かに表示はされていますが、大半の方は御存じがないと思います。例えば表佐地区においては、保育園、南体育館、具体的に載っております。「玄関ロビー内、階段登り口北側」「老人福祉センター玄関内部壁面」とかいうように表示されています。表佐小学校体育館東南側壁面、クラレ物流センター休憩室、ヨシヅヤ、LIXILほか、確かに表示はされていますが、緊急時に探している余裕はありません。日ごろから、まずAEDがどこに設置されているかを知っておくことが大事だと思います。AEDに関する知識は、まだまだ一般の人たちには浸透していないのが

実情です。

先日、ある方が、AEDが大事なこと、いざというときにどんなに大事かということはよくわかっているが、しかし、肝心のAEDがどこにあるのかが全くわからないと言われた方があります。いざというときに慌てないために、AEDの使い方と設置場所を住民にわかりやすくしておくために、以下、お尋ねをいたします。

また、火災発生時においても、近隣住民による素早い初期消火活動によって、どんなに大火・類焼・延焼を最小限に防ぐことができるか。火災発生時に消防団や消防隊員が現場に到着するまでの間、消火栓で近隣住民による消火活動が行われることによって、どんなに火災を最小限に防ぐことができるか。私自身のみずからの体験によっても、その重要性を認識しているところであります。

何年か前に表佐新町で火災が発生しました。そのときは、偶然、地元消防団が年1回の旅行ということで、近隣住民がとりあえず急いでホースを取り出し、消火活動に当たりました。私も手伝ったわけでありますが、防火水槽が近くにはなく、遠いところから長くホースを引っ張ったことによりホースが跳ねたり、非常になれない消火活動ではありましたが、消防団、消防隊が到着するまでの間の初期消火活動で全焼を免れた記憶があります。

もう一つは、近年、表佐地内でやはり自治会の人たちと一緒に消火活動に当たって、消防団、消防署が到着するまでの間、消火活動に当たりました。それにより類焼は免れることができたと思っております。初期消火の必要性を痛感いたしましたところでございます。そのためには、消火栓、防火水槽についても設置場所、使い方を周知していること、それはとても大事なことと思われまます。

そこでお尋ねをいたします。

いざというときに慌てないために、全ての人を知るべきAEDと消火栓の設置場所と使い方をということで、1つ目、AEDと消火栓、ホース格納箱、防火水槽の設置場所を記した地図を作成し、各戸配付してはどうかということを提案、御質問いたします。

2つ目、AEDと消火栓、ホース収納箱の正しい使い方の啓蒙をしていただくことについて、これも提案、御質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の大きい1点目でございますが、非正規公務員の待遇改善について、私のほうから御回答を申し上げたいと思います。

まず非正規公務員についてでございますが、垂井町で任用してございます非正規公務員には、主に一般職の非常勤職員と特別職の非常勤職員がございまして、特別職につきましては、委員会の委員さん、あるいは嘱託職員などがございますが、ここでは、原則、地方公務員法が適用されます一般職の非常勤職員として整理してございます職員について、御質問の非正規公務員と

して回答させていただきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

まず1点目の職員数でございますが、6月1日現在でございますが、正規公務員につきましては清風園を除きまして197名でございます。うち男性が98名、それから女性99名でございます。臨時職員につきましては208名、うち男性26人、女性182人となっておりますのでございます。

次に、2点目の正規公務員と臨時職員の違いについてのお尋ねでございますが、大きな違いといたしましては、正規公務員につきましては任用期間の定めがない常勤の職員でございます。臨時職員につきましては任用期間の定めがある非常勤の職員として位置づけられておるのでございます。よろしく願いをいたします。

次に、3点目の臨時職員を雇用する理由でございますけれども、多様化いたします行政サービスに対応し、そしてまた公務を能率的かつ適正に運営するため、あわせて働く側の方々につきましても、短時間勤務などさまざまな働き方を求められておりまして、そうした諸事情から、多様な非正規の任用が活用されている状況となっておりますのでございます。

次に、4点目の平均年収でございますが、平成28年度分についてでございます。一般行政職につきましては約565万円、臨時の事務職につきましては約163万円となっておりますのでございます。

次に、5点目の待遇改善についてのお尋ねでございますが、賃金においてでございますけれども、例年、各職種ごとの近隣市町村の状況を確認しておりますのでございますが、当町につきましては決して悪い条件ではないと、そのように思っておりますのでございます。職種によりましては他市町よりもよいものもございまして、そしてまた27年度につきましては、通勤費相当額の改善も行ったところでございます。そして、そのほか、28年度につきましては、休暇制度の改善、有給休暇の繰り越しでございますけれども、実施をいたしましたところでございまして、そしてまた、労働安全衛生法によりまして健康診断でございますけれども、短時間勤務者については実施の義務はございませんけれども、垂井町の場合、週でございますが、20時間以上の勤務者につきましても実施するなどをしておりますのでございます。引き続き、賃金、そしてまた勤務条件等を、近隣市町村の状況も踏まえまして、検討・改善を重ねてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後の、6点目の改正労働契約法の無期雇用の転換につきましてお尋ねでございますけれども、労働契約法第22条におきまして、この法律は国家公務員及び地方公務員には適用しない旨が明記されておまして、現在のところ検討はしてございません。そういったことで、御回答、答弁とさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 消防主任 廣瀬太佳夫君。

〔消防主任 廣瀬太佳夫君登壇〕

○消防主任（廣瀬太佳夫君） それでは、私のほうから、富田議員御質問の180秒が大事A E D

と消火栓についてお答えさせていただきます。

なお、2つの御質問には相互に関連性がありますので、AEDと消火栓のそれぞれに設置場所の配付と正しい使い方を御返答させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、AEDに関することより御返答を申し上げます。

議員が既に御説明のとおり、AEDとは自動体外式除細動器のことで、文字どおり心臓の細動を自動的に除く器具であり、この細動とは心臓がけいれんしているような状態であります。このけいれんに電気ショックを与えることにより一時的に停止させ、その後、正しいリズムに戻ることで心臓の機能を回復させ、救命する仕組みとなっております。

議員御指摘の180秒とは、心臓が停止してから3分以内に心肺蘇生法を開始し適切に処置をした場合、救命の可能性が50%程度となり、早期発見と速やかなる救命処置がいかに重要であるかをあらわした数字でございます。しかし、救命されましても、重大な麻痺が残ったり、意識が戻らないことが多くありました。それを解決する手段として、平成16年からAEDが一般の住民にも使用できるようになり、その結果、以前に比べ心肺停止患者の社会復帰率が倍増したと言われております。

しかしながら、AEDは心肺蘇生法の一部であり、AEDだけ用いても救命することはできません。早期に患者を発見し、すぐに119番、速やかに心肺蘇生法とAEDを用いた処置を実施することが重要であります。消防署においては、この一連の流れを覚えていただくことを目的とした普通救命講習を平成5年から実施しており、垂井町内においては今日までに9,612名の町民が受講され、この中には、消防団員を初め女性防火クラブ員の皆様も積極的に参加をされてみえます。今後も普通救命講習の普及に努めるべく、あらゆる機会を見つけ、啓蒙を図り、一人でも多くの町民の皆様が心肺蘇生法を習得してもらえるよう広報活動に努め、事業所等への働きかけにも力を入れ、さらなる普及推進を図っていきたくと考えております。

町内のAED設置場所でございますが、63カ所71台と東消防署では把握しております。AED設置場所の周知でございますが、町の施設36カ所については、タルイピアセンターにおいて、平成27年の救急医療週間である9月6日から9月12日の1週間の間、チラシを作成し配布いたしました。また、直接消防署へお問い合わせがあった場合にも、その都度御返答をしております。さらに、垂井町のホームページにおいても設置箇所の掲示と、不破消防組合へのリンクとしてAEDの使用方法を掲示しております。今後も、公共施設に関しましては、垂井町や消防本部の広報紙等を活用しながら、AED設置場所の周知を図らせていただく所存でございます。

次に、消火栓の設置場所の周知と正しい使い方についてお答えいたします。

消防力は、人員・機械・水利の3要素で決定されます。消火栓はその水利に当たり、火災に際しては必要不可欠な公設の消防用施設であります。消火栓なくして、火災の鎮圧は図れません。火災の場合、消防署、消防団に限らず、住民の方ならどなたでも消火栓を利用して消火活動を実施することができます。

一方、消火器のような軽量で簡易な器具と違い、消火栓はホースを延長し、筒先を構え、水

圧の反動に耐えながらの消火活動となり、ふなれな状態での使用は大きなけがや第三者に損害を与えることにもつながりますので、十分な訓練と知識を持って使用していただきたいと考えております。

消防本部におきましては、地域において各種訓練を実施していただくときに、職員や団員を派遣して、自主防災組織、自治会、事業所を初めとした住民の皆様への指導を実施しています。例年70件程度の訓練を開催しており、火災に対しては初期消火が大変重要であります。今後も、消火栓の正しい使い方の啓蒙には力を入れ、取り組んでいきたいと考えております。

なお、消火栓は上水道と兼用のため、訓練等で使用する際には消火栓使用届け出を垂井町長に提出することとなっておりますので、届け出のない使用は、たとえ訓練目的であっても控えていただくようお願い申し上げます。

消火栓の位置に関する地図の配布につきましては、自主防災組織等に対し要望があれば、必要な部分のコピーを無料でお渡ししているところであります。消火栓に対するお問い合わせは大変多く、自治会長等ばかりでなく、個人的に要望される方もお見えになります。また、消火栓は、道路や歩道に黄色い枠をつけ設置してあります。これは、道路交通法において消火栓等の消防水利から5メートル以内は駐車禁止である旨の規定に従い、あえてわかりやすく表示しているものでございます。なお、原則として消火栓箱は消火栓の近くに設置してあります。

このようなことから、住民の皆様におかれましても、自宅、あるいは関係施設周辺の消火栓の位置は容易に把握できると考え、消火栓の場所を記した地図を配布していないのが現状でございます。今後は、関係各機関とも協議を交えながら検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 総務課長には淡々と答弁いただきまして、やはり公務員答弁だなあというのは実感するわけですが、言われるとおり、5年ルールということについてもわかるわけですが、より前進的な考えを持ってもらえないかということで申し上げているところです。

それで、もう一度ちょっと確認したいのが、正規の方が五百五十何万円で、非正規の方が百六十何万円ということだったと思うんですが、これの女性が182人と、これ臨時の方でしたね。ほとんど女性が占めているわけなんです。普通の社会常識でいくと、男女雇用均等というような形でいくわけですが、これ不思議と非正規という形をとってきて、女性の賃金が非常に低いというような形にもとれるわけなんですけれども、これは男女均等というところできると、これは女性に対する不公平にもなっていないかというような観点も含めて、再度お尋ねいたします。

それと、先ほどのスマホとか、パソコンとか、インターネットとか、ホームページとかでい

ろいろとそういうデータが出ているのはわかるわけですが、高齢者とか、いろんな方がおいでになるときは、やはり目に見える印刷物で配布したほうがよりわかりやすいんじゃないかということで提案をさせていただいております。これについては御検討をいただいているということで、これについては、もうこれ以上、再度質問いたしませんので、御検討いただきたいと思っております。

再度、第1点目に戻りますが、総務課長は何かこういうときには、周りと比べてとか、周りがとか、周りの市町村と言われるわけですが、何も周りと同様とか、それよりも少しいかからいいということではなくて、やはりやる気というものは、具体的に非正規の方からも声が出ているわけです、生の声として。時給にしても、いろんな面におきましても、やはりもう少し何とかならないものかというような声があるものですから、こういうふうにお尋ねしているところでもありますので、その辺の、先ほど言いましたが、賃金、特にそうなんです、そういったことも含めて、再度御検討の余地がないかお尋ねするところでもあります。

先ほどのいろんな待遇面で、有給休暇とか、そういった面でもいろいろと配慮していただいていることもわかりますが、そういった報酬等も含め、もう一度御検討の余地がないか。それと、男女均等にならないんじゃないかというふうにも、先ほど女性がこれだけ多いところで低賃金ということではありませんけれども、賃金格差がありますが、そういった差別にもならないかというようなところも含めまして、副町長にお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員の2点ほどの御質問にお答えしたいと存じます。

非正規職員が多いということでございます。そして賃金も安いということで、なぜ女性が多いかということでございますけれども、決して私たちのほうは女性に限定しておるわけではございません。非正規職員を募集するにおきましては、広報はもとよりハローワークにも募集の意向をお示しさせていただいております。そうした中で女性が多いという結果でございます。

これは一つには保育士さんの、いわゆる担任ではございませんけれども、昨今この保育士の臨時職員が非常に多くなってまいりましたのは、支援を要する子供さんの対応のために臨時の保育士さんを加配という形で充てております。当然、担任はおるわけでございますけれども、やはりそういった支援を要する子供さんの安全・安心の保育のために、より手厚く保育をするという点で、臨時の保育士さんでもって対応しておるといったのが保育園の現状でございます。

そうしたことから、保育園に関しましては女性の方がやはり当然100%を占めるわけでございます。ただ、正規職員につきましては数名の男性の保育士もおります。その点は議員も御存じのことと存じます。

それと、一般事務職でございます。こちらにつきましても、ほとんどが女性でございます。これも、やはりそれぞれの臨時職員さんの生活のバランスといいますか、いわゆる少しでも収入をとということで応募されてきた結果でございます。そういったことで、女性が多くなってき

たということにつきましては御承知のとおりだと存じます。

そして、賃金の体系でございます。冒頭、総務課長の答弁にもございましたけれども、決して賃金体系につきましては他の市町村に引けをとるような賃金体系ではございません。これを、富田議員の言われるように、やみくもに上げるということになりますと、このあたりにつきましてはやっぱり慎重に対応せざるを得ないということです。決して非正規職員に過重な事務を与えておるといことではございません。一般の事務補助という性格の事務を行わせるという観点から、やはり近隣の市町村と均衡、あるいは若干垂井町にとっては高い賃金単価で雇用しているという実態でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

〔「もう一度、議長、簡単にやります」と11番議員の声あり〕

○議長（角田 寛君） 2回目になりますけれども、会議規則第55条の規定によって特に発言を許します。ただし、簡単に質問をお願いいたします。

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再度、質問いたします。

1つは、今、どうしても納得いかない。やみくもとは言っておられません。やみくもといったところで話を終わってもらっては困るわけでございます。きちっとしたところでお願いしたいというところで。

それで、1つだけお尋ねいたします、副町長に。

事務的補助というようなことを言われましたが、私は、先ほど言いました、もう補助的や臨時的なものではなくって、公共サービスの基幹的業務を担う存在になってきているということを取り上げて言っているわけなんです、再度そのあたりをお伺いいたします。非正規雇用というものは、事務的補助でございますか。もう一度、再度お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員の再度の質問にお答えしたいと存じます。

事務的補助ではなかったら、どういった業務かということでございます。

当然、正規職員につきましては、担任する担当の職務をそれぞれ事務分掌表でもって明記をさせていただいております。当然、非正規職員と正規職員との違いは、やはり責任の度合いかと考えておるところでございます。

したがって、正規職員につきましては担当の事務をしっかりと明記して与えておるところでございます、非正規職員の一般事務職員につきましては、先ほども申しましたように、一般補助事務という観点から、担当の業務につきましては与えていないといったところから、一般事務の補助事務に専念させておるといった実態でございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） 13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） おはようございます。

私は、この庁舎の跡地利用につきましてお尋ねしたいと、このように思っております。

この現庁舎でございますが、昭和41年10月に竣工しておりまして、鉄筋コンクリート、地上3階、地下1階から成っており、垂井地区のほぼ中央に位置しておるわけでございます。敷地面積はおよそ4,400平米、駐車スペースが約90台ほど利用できると、このように思っております。当時この施設でございますが、モダンな建物であり、町民の憩いの場所でもあったと、このように思っております。

私は、この庁舎の建築に携わった一人として、当時をちょっと振り返ってみるわけでございますが、この建物は田んぼの中に建築されており、地下室におきましては砂れき層、地下水が川のように流れておったと今も覚えております。当時、そのころでございますので、水かえ等々につきましては大変な工事でありました。また、庁舎のすぐ北側には木造の2階建ての役場がございまして、玄関部分におきましては、本体ができた後、取り壊しをいたしまして玄関を取りつけたということ。今思い出すと、きのうのように思い出されるわけでございます。

この建物につきましては、建築後50年近くになりまして、垂井地区の皆様には、この役場に対し多くの皆さんから親しみがあつたと、このように思っております。新しい庁舎が平成30年度より建築されまして、31年度には新しい庁舎に移転になると、このように聞いております。垂井地区の中心部が空洞化となってしまうわけでございます。

町におきましては、地域住民の皆様には、この跡地利用をどのように示していくか理解をしていただくべく、早急に検討をしていただきたいと。5月の垂井の曳軸祭りには、この役場が練り込みの出発点でもありますし、祭り会館として地域住民の皆さんが喜んで利用していただくとともに、中山道を中心として栄えてきたこの垂井町でもございます。人を呼ぶ観光施設、またまちづくり協議会、観光協会等々、また県指定有形民俗文化財でもある曳軸の展示、また200人程度収容できるホール等を併用できたらと、このように思っております。跡地検討委員会を早急に立ち上げていただき、委員会のメンバーには垂井地区の皆さんが中心として選出されたらと、このように思っております。

この垂井町におきましては、過去、表佐におきまして焼却場をつくったわけでございますが、そんなときには、今利用しております南体育館、また中川の改修工事等を優先的に行ったようなこともあるわけでございます。地域住民の皆様には早く町長のこの思いを示していただきたいと思っておりますが、町長の考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

庁舎の跡地の利用について、早急に示していただきたいということでございます。

現庁舎が建築されて、今お話がありましたように、半世紀近くがたち、この地は垂井地区のみならず、まちづくりの中心を担ってきた建物であるというふうに思っております。町民の皆様にとって現庁舎は、単なる役場としての機能のみではなくて、議員の御発言のとおり、曳軸祭りの時代練り込みの出発点でもあり、多くの方がにぎわう中心の場でもあったと思います。また、お話にもありましたけれども、住民の方がこの役場の駐車場で夕方になると遊んだり、キャッチボールをしたりと、そういったこともあって、まさにこの役場が憩いの場の側面もあったということを伺っておるところでもございます。

その中で、この庁舎の建てかえ移転ということは、この地区に与える影響は非常に大きいものというふうに私どもも認識をしております。新庁舎の議論とともに、庁舎跡地の有効活用の検討をこれまでも両輪で進めていくというふうに申し上げておりますが、このことについての取り組みについては、まさに今進めておる最中でございます。

町といたしましては、昨年度から岐阜大学と連携をしながら、垂井宿周辺地区コミュニティ形成支援という形で、地元住民の皆様の積極的な参加をもとに、これまで6回の現役場利用がやがや会議を開催しておるところでございます。この中で、行政側が先に構想を示して議論するといった従来の手法ではなく、住民の皆様と着実に議論を重ねて検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

この中で、跡地に欲しいもの、いいもの、よいと思うものに焦点を当てながら、先に施設整備の構想を描くのではなくて、現在存在している資源をしっかりと整理し、またそれらを生かした空間づくりに対して夢が語られているというふうに考えております。議員の御提言のとおり、祭り会館を建設するといった意見や、JR垂井駅から近いということもありまして、マーケットを開いたらどうだというような意見、あるいはいっそ更地にして、いろんな部分で後々対応できる場にしたらどうかと、広い公園のような活用といった意見も出ておるところでございます。引き続き、このがやがや会議を通じて、この地を活用したまちづくりの将来ビジョンを共有していきたいと、今はその段階であるというふうに思っております。

議員の提言にございました検討委員会につきましても、早晚つくっていかねばならないというふうには考えておりますが、現在、私自身も地区の会議、あるいは会合等に出る折に、この役場が出ていくことによる地域住民の皆さんのかかわりをさらに求めておりますということを訴えております。いろんな形の中でぜひさまざま声をいただきながら、この計画を練り上げていきたいというふうに思っております。

行政の中心は動くこととなりますが、跡地となるこの場所は、中山道の宿場町の中心部として歴史・文化の重要拠点であることに変わりはありません。これをいかに地域力として結びつけていくかというのが今後の鍵であると私は思っております。このために、この跡地利用をしっかりとまた捉えていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番(乾 豊君) 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をしたいと思います。

私のほうからは3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、生活困窮者自立支援制度についてでございます。2点目はチーム学校について、3点目は成年後見制度について、この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、生活困窮者の自立支援制度についてでございますが、「貧しいことは恥ずべきことではない。しかし、その貧しさから脱しようと努めず、安住することは恥ずべきことである」、これは、紀元前の政治家ペリクレスはそうに言ったそうでございますけれども、現代においても政治の役割は、自立しようとする方を支援することと思っておりますが、生活に困窮している方に対する支援事業にはさまざまなものがございます。

国も自治体もそれぞれ一定の努力はされていると思っておりますけれども、一方で、利用を希望する方からは、支援の割合が低く利用することが難しいとか、そもそもそのような支援制度があること自体全く知らなかったという声も聞きますが、必要な生活保護ということは、速やかに支給される体制が重要ですが、自立を支援する体制ということも重要だと考えます。

さまざまな支援制度を必要とされる方にお知らせをしたり、利用を促進することも重要だと考えますが、そのような体制にするためには今後どのようなことをすべきとお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

続いて、2点目でございますが、チーム学校についてでございます。

日本の学校は、学校で起きる問題を学校で解決しようと教員が対応していますけれども、その結果、一番忙しい教員と言われ、大事な授業に専念することが難しい状況となっているとも言われております。社会や経済の変化で学校現場が抱えている課題、いじめや不登校、特別支援教育の充実など複雑化・多様化している中で、貧困問題への対応、保護者からの要望など、学校に求められる役割が拡大しております。そのために教員に過度な負担がかかったりして対応し切れない現状にあり、子供と向き合う時間が少なくなるなど、教員の待遇は悪化しており、教員の中には病気で休暇を余儀なくされる、また精神疾患になり休職している教員もあるという現実でございます。

このような背景から、チーム学校というものが求められてきました。このチーム学校は、これまで教員が何でもこなしてきた学校組織を、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家や地域の人たちの力を取り入れられるような組織改善をしようという考えでございます。専門スタッフの力を取り入れ、チームとしてさまざまな問題や課題に取り組むことで、教員が授業に専念できるように負担軽減や、質の高い教育を目指した体制づくりをしようというもので、チーム学校については、平成26年7月から中央教育審議会で検討がされ、チームとしての学校のあり方や、今後の改善方策について答申の骨子が出されております。専門性に基づくチーム体制の構築や学校のマネジメント機能の強化、あるいは教職員一人一人が

発揮できる環境整備などの視点が重要とされ、学校の実態などを踏まえて検討する必要があると考えます。

学校を地域に開く、教員と専門スタッフがチームを組んで対応するチーム学校への取り組みや考え方についてお伺いをしたいと思います。

続いて、3点目でございますが、成年後見制度についてでございます。

総務省の人口推計では、65歳以上の高齢者は3,467万人余りで、総人口の27.3%となっており、振り込め詐欺、消費トラブルなど、高齢者を取り巻くさまざまな問題が浮き彫りになっております。高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる地域社会の構築や、犯罪から守る体制を強化しなくてはなりません。そのためにも、成年後見制度事業の実施は必要かと考えます。

成年後見制度は、平成12年に介護保険制度と同時に施行された制度ですが、認知症、知的障がいなどの理由で判断力が低下した人が、自分自身で財産管理や契約などを行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人などを選任した本人を支援する制度でございます。自分らしく安心して暮らせることができるよう、その人の権利を守るため、成年後見制度がございます。高齢者や障がい者を支える仕組みとして、介護保険制度、障がい者福祉制度とともに、地域包括ケアの観点からも欠かせないものと思っております。

平成27年12月における制度の利用者は19万人と前年より6,600人余りふえ、増加傾向にあります。翌年4月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、認知症の高齢者が増加し、その役割を守る成年後見制度の重要性が高まることから、後見人となる人材を確保するような方策が盛り込まれております。また、必要とする人に十分に利用できるよう周知の啓発に必要な措置を講ずるもので、後見体制の地盤づくりや人材づくりを進めていかなければならないと思っております。

今後は、審議会の設置とか、あるいは協議会など、その設定や利用促進に向けた計画などの取り組みが必要となってくると思いますが、垂井町として町内にどれくらい成年後見制度を必要とする方がおられるのか実態把握をされてはいかがでしょうか、その現状と成年後見制度をどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの乾議員の質問のうち、1つ目の生活困窮者自立支援制度についてと、3つ目の成年後見制度については健康福祉課所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、1つ目の質問、生活困窮者自立支援制度についてですが、生活困窮者自立支援制度は平成27年4月から始まり、当町でのこの事業の実施主体は県になりますが、県から受託している県社会福祉協議会の県生活支援相談センター西濃支所が実施しております。この制度は、生活保護に至る前の自立支援策でもあるため、議員御指摘のとおり、自立の支援を必要とする

方に支援をするための体制は重要です。

そこで、この制度を周知するため、平成28年5月号の広報の配付にあわせて、チラシを全戸配付いたしました。チラシというものはこういうものでございますが、こちらを見ていただきますと、生活に困っている、食べ物がない、家賃を払えない、住むところがない、病気で働けない、仕事が見つからないなど具体的な悩みの内容にも触れ、相談を促す案内となっています。

また、生活相談を受ける窓口としては、県生活支援相談センター西濃支所を初め、町社会福祉協議会、役場健康福祉課や民生委員児童委員などさまざま、多くの窓口を持つことで利用しやすくするとともに、関係機関や組織と連携を図り、どこの窓口で受け付けても相談者の情報が共有できる体制で取り組んでいます。平成28年度の実績としましては、相談支援件数は20件あり、西濃支所管内の6町の中では垂井町の相談支援件数が一番多いことから、困窮者への周知が行き渡り、比較的利用のしやすい状況にあると考えられます。

現在、毎月1回、県生活支援相談センター西濃支所、町社会福祉協議会、役場健康福祉課と役場内関係部署の担当者により相談・支援に関する調整会議を開催し、支援する体制をとっています。今後も、これら関係機関と連携し、自立の支援を必要とする方に必要な支援ができるよう取り組んでまいります。

次に、3つ目の質問、成年後見制度についてですが、現在、権利擁護の観点から、後見人等の支援が必要な高齢者については、役場窓口を初め保健・医療・町社会福祉協議会など、関係機関や民生委員などの関係組織と連携・情報の共有をしながら対象者を把握しています。また、社会福祉協議会が実施しています日常生活自立支援事業とあわせて、その都度適切な対応に努めているところです。

そこで、質問の実態調査の現状ですが、現在、町においては成年後見を必要とする人の実態調査は実施しておりません。今後、ますます進展する高齢化により、認知症、高齢者の増加、消費者被害や高齢者虐待などの被害を受けられる方の増加が懸念されるため、成年後見制度は大変重要な制度であると認識をしております。そのため、地域包括支援センターによる権利擁護のための必要な相談を初め、援助・支援を包括的に実施しながら、地域において安心して生活を送れるよう支援をしていく必要があると考えているところです。

以上、乾議員からの1つ目の質問、3つ目の質問の答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 乾議員の御質問のうち、2番目のチーム学校について、私のほうから答弁させていただきます。

国の中央教育審議会は平成27年12月21日に、チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について答申をしております。チームとしての学校、いわゆるチーム学校は、議員御指摘のと

おり、近年、複雑化・多様化した課題を学校が解決していくために、また教員が子供と向き合う時間を確保するために、さらには子供に必要な資質・能力を育てていくために求められているものであり、教育委員会としましても、学校の教育力を高めていくためには極めて重要な取り組みであると考えております。

そこで、これまでも本町におきましては、教育委員会に、子供の発達や心理にかかわる専門家であるスクールアドバイザーや、特別支援教育に十分な経験を持つ特別支援教育指導員や小・中学校の英語指導講師助手、幼児教育指導員等を配置してまいりました。さらに、今年度は授業や学級経営に研修を積んだ指導主事を新たに配置するとともに、幼児教育指導員を1名増員することにより、学校の要請に応じ、学校現場で校長のスタッフとして指導・助言ができるよう取り組んでおるところでございます。

また、各小・中学校には、各学校の実態に応じて、日本語適応指導員や個別支援教育講師などを適宜、適切に配置するよう努めることにより、チーム学校としての教育力を高めるよう措置しておるところでございます。

また、垂井町では平成21年度から、学校支援地域本部事業として、各小・中学校での学習や活動の補助、学校の環境整備やクラブ・部活動の補助、登下校の安全指導等の学校ボランティアをお願いしているところであり、地域の方々の御支援をいただきながらチーム学校として取り組んでおるところでございます。

さらに、県教育委員会におきましても、チーム学校としての教育力を高めるために、従来からのスクールカウンセラーの派遣に加え、市町教育委員会や、学校の求めに応じスクールソーシャルワーカーも派遣ができるようにしております。

今後も、町教育委員会といたしましては、専門家や地域の皆様の御支援をいただきますとともに、県教育委員会、子ども相談センター、警察等の関係諸機関との緊密な連携を図りつつ、チーム学校の支援を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、大きく次の2点について質問をします。

1つ目は、垂井町の観光振興とユネスコ無形文化遺産登録に向けて、2つ目は、まちづくりセンターの充実化に向けてです。

まず1点目の垂井町の観光振興とユネスコ無形文化遺産登録に向けて伺います。

3月議会で町長の施政方針演説では、そのまま一部を朗読させていただきますが、昨年、全国の国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件がまとめてユネスコ無形文化遺産に登録されており、このところ岐阜県では世界遺産への登録、認定ラッシュが続いています。県では、世界遺産を個別に発信していただくだけではなく、遺産群として広域的な観光や国際

交流など広くPRしていくとしています。引き続き、関ヶ原古戦場を核とした広域周遊観光の推進も展開される中、周辺自治体が一体となって観光客を受け入れられる体制を整えるとともに、我が町の観光情報を積極的に発信することにより、新たな人の流れを創出したいと表明されました。

そこで、新庁舎と文化会館を一带利用とした庁舎建設の実施設計を計画されていますが、完成した暁には完成式典や催し物を計画されると思いますが、こけら落としの例として、中央公民館の完成や文化会館の完成に伴う祝賀行事として、聞くところによりますと、伊富岐神楽舞や垂井曳軸子供歌舞伎、また表佐の太鼓踊りなどが披露されておりました。

ついでには、役場新庁舎の新築落成の祝賀行事の一環として、前述のほか、当町には多くの民俗芸能や太鼓、ぎふ中部未来博で披露された南宮大社の神事芸能など、また垂井町商工会による中山道宿場祭りでの姫様行列、垂井小の鼓笛隊パレードによる「登り軸」の演奏、半兵衛岐阜城乗っ取りウオーク、岩手祭りばやし、垂井音頭、半兵衛音頭、栗原踊りなどがあり、さらには東地区では松坂踊りの復活を目指して稽古をしております。新庁舎の落成を契機にこれまでの経験を生かし、こうした町内の民俗芸能や催し物を一堂に会して行う民俗芸能フェスティバルを行うことはいかがでしょうか。

また、こうしたことをきっかけとして、国指定、県指定、町指定などの民俗芸能や、関ヶ原鉄砲隊を先頭に、半兵衛、官兵衛など関ヶ原合戦ゆかりの人物と子供たちが参加するパレードなどの披露に向けて、実行委員会の立ち上げ、計画・立案・連携による垂井町の豊富な無形文化資産などを活用し観光に結びつけていく可能性があると考えられます。その先にユネスコ無形文化遺産への登録を目当てとして進めることもできるかと思いますが、このような点について、町長の所見を伺います。

2点目として、まちづくりセンターの充実化に向けて。

本年4月をもって全7地区に地区まちづくりセンター化がなされ、いよいよ本格的なまちづくりの推進拠点としての役割が果たされようとしています。

そこで、お尋ねします。

選任されたセンター長やセンター員さんは、それぞれ人格者であります。地区まちづくりセンターの目的が十分に達成されるには、センター長やセンター員の資質の向上が重要と考えます。この資質向上についてどのような研修及び指導がなされているのか、お尋ねします。

また、センター長会議やセンター員会議がなされているとするならば、どのような内容で協議されているのか。例えば地域の防災、安全・安心に関することや、まちづくりにかかわる生涯学習、健康・体力づくりなどの計画・立案・募集・実施のプログラム作成が行われているかどうか、情報交換が行われているのか、視察研修や実践事例及び先進地事例といった研修などはどのようになされているか、お伺いします。

2点目として、まちづくり住民活動団体などとの意見交換や交流について、まちづくり住民活動団体として登録されている団体は何団体あるのか。また、どのような活動内容か。あわせ

て、協働のまちづくりという共通目標のもと、垂井町まちづくりセンター及び各地区まちづくりセンター、各地区まちづくり協議会が、このまちづくり住民活動団体との交流を図ることが大切と考えますが、町としてどのように仲介調整なされているのか、お伺いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 広瀬議員の1番の垂井町観光振興とユネスコ無形文化遺産登録の中から、新庁舎落成を契機とした各種催事の御提案をいただいておりますので、新庁舎建設を主管しております総務課からは式典関連についてお答えをしたいと思います。

御案内のとおり、新庁舎建設事業につきましては、平成31年度の供用開始に向けまして、今年度につきましては実施設計に入る計画で準備をしております。現段階におきましては、完成時におけます式典等の検討にはまだ至っておりませんので、よろしくお願ひしたいと存じます。したがって、御提言も含めまして、その折には関係所管とも十分調整をしまして、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、新庁舎建設事業につきましては、これまで積み上げてまいりました議論を十分踏まえつつ、スピード感を持って推進をしております。議員の皆様におかれましては、これまで同様、引き続きの御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、広瀬議員の1点目の質問の垂井町の観光振興とユネスコ無形文化遺産登録に向けての中の、垂井町の観光振興についてお答えをさせていただきます。

垂井町には、垂井曳軸祭りを初め、南宮大社例大祭、表佐太鼓踊り、伊吹祭りなど魅力ある地域の祭りがあり、それぞれの地域によって大切に継承されています。町では、これらの伝承・保存を行う活動に対し、継続的に支援を行っているところでございます。

町といたしましても、地域により守られてきたこれらの歴史文化資源を観光資源として有効活用し、観光客の誘客に結びつけていくことが重要であると考えております。今後も、関係諸団体と協働しながら観光振興を図り、新たな人の流れを創出していけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 私のほうからは、広瀬議員の1点目の質問の中のユネスコ無形文化遺産登録に向けてについてお答えをさせていただきます。

ユネスコ無形文化遺産は、無形文化遺産の保護や相互に尊重する機運を高めるため、ユネスコの無形文化遺産の保護に関する条約により登録された無形文化財です。現在、日本では、昨年登録されました「山・鉾・屋台行事」を含め21件の文化財が登録されております。

ユネスコの登録を受ける基準は幾つかありますが、申請案件が提案締結国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていることなどとなっていることから、祭礼行事につきましては国指定の文化財が選ばれております。

現在、垂井町における無形文化財といたしましては、国指定無形民俗文化財の南宮神事芸能でありますとか、県指定無形民俗文化財の表佐太鼓踊りや、町指定無形文化財の垂井曳軸祭り、子供歌舞伎、あるいは垂井祭りばやしや、指定を受けていないものでも伊富岐神楽などがございます。これらの文化財がさらに上位のものとして認められ、ユネスコ無形文化遺産の候補となるためには、資料調査や保護事業といったものが必要となってまいります。今年は垂井祭りばやしや西町の攀鱗閣について、過去の記録や資料を調査されまして、出版物にまとめられております。また、本年度は、文化財の保護事業といたしまして、中町の紫雲閣の車輪の修理などを予定しております。

各団体の御協力とともに、このような事業を通じまして、町の貴重な文化財を価値のあるものとしていくための努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私のほうからは、広瀬議員からの2点目のお尋ね、まちづくりセンターの充実化に向けてということで答弁をさせていただきます。

センター長・センター員の資質向上についてと、まちづくり登録団体とのかかわりについてという大きく2点ございましたが、まず、センター長・センター員の資質向上についてから答弁をさせていただきます。

地区まちづくりセンターは、まちづくり基本条例の基本理念に基づき、地域コミュニティーの醸成、生涯学習の推進、福祉の増進のために設置された地区のまちづくり活動の拠点施設でございます。従来からの地区公民館を地区まちづくりセンターに移行したものでございます。平成26年度から運用を開始したこの地区まちづくりセンターは、本年4月からは全ての小学校区での運用となったところでございます。地区まちづくりセンター、以下、地区センターと言わせていただきますが、ここには施設の運営・管理や、まちづくり協議会の事務を行うための職員として、センター長1名、センター員2名を配置し、センター長は地区センターを代表する立場にあり、センター員はセンター長の指揮・監督を受け、その事務処理を行っているところでございます。

センター長や職員の研修及び指導についてのお尋ねでございますが、研修につきましては、町が実施する研修や、垂井町地区まちづくり協議会連絡会が実施する研修に参加をいたしております。町が実施する研修では、本町一般職と同様に、接遇研修やファシリテーター研修、あるいはホームページ作成などのパソコン研修などでございます。一方、垂井町地区まちづくり

協議会連絡会が実施する研修につきましては、先進地視察への参加、情報交換、会計処理についての研修などがございます。

個別指導でございますけれども、個別指導につきましては、垂井町まちづくりセンター、本町の職員でございますけれども、が直接地区センターを訪問し、施設の管理・点検に関する指導や施設使用許可等の事務手続に関する指導、あるいは地区まちづくり協議会の事務的な部分の相談や助言を行っております。

次に、センター長会議やセンター員会議についてでございますが、地区センターの長やセンター員が一堂に集まっての会議は実施しておりません。しかし、地域での事業を主体的に行っていただいております地区まちづくり協議会の会長で構成する垂井町地区まちづくり協議会連絡会を設けております。この連絡会では、相互の理解と協力を深めるために、行政や各地区まちづくり協議会の情報交換及びまちづくり推進のための講習会・研修会の開催などを実施しております。

次に2点目のお尋ね、まちづくり住民活動団体登録とのかかわりについてでございますが、まちづくり住民活動団体として登録されている団体数につきましては、30団体登録を行っていただいております。この登録団体は、垂井町まちづくり基本条例の周知・浸透を図るため、まちづくりフェスタ実行委員会を立ち上げ、平成23年に開催した第1回まちづくりフェスタでは、講演会やタイムカプセル、各登録団体のブース展示などを実施したところでございます。その後、継続して毎年ふれあい垂井ピア会場においてまちづくりフェスタを開催し、それぞれの活動団体の発表を通して各種団体との交流を図っているところでございます。

また、最近では他の市民活動団体の視察や、「地域の課題を話し合おう」をテーマにした円卓会議、垂井町まちづくり基本条例の生かし方についての講演会、女性・若者のまちづくり参加の推進についてのワークショップなど、さまざまな活動や交流が進められているところであり、あわせて今後のまちづくりフェスタ実行委員会のあり方についても検討がなされているところでございます。

町としましては、それぞれの地区のまちづくり協議会と登録団体の調整を行っているわけでございますけれども、それぞれ各小学校区には地区まちづくり協議会が設置されておりまして、地域ごとに特色のある活動が行われております。その分野は、安全・安心、健康、地域の歴史・自然などの魅力の発掘など多種多様でございますが、活動をするに当たり、さきに申し上げた登録団体の力をかりなければ実現できない事業や、一緒に取り組んだほうがその効果が期待できるものなどがございます。現在でも幾つかの事業は双方連携して実施されておりますが、今後、町といたしましても、この登録団体、まちづくり協議会、地区センター関係職員がそれぞれの活動の内容を十分理解し交流を深めるとともに、地区センターを通してさまざまな情報発信を行うことにより、活発な活動ができるように努めてまいりたいと考えております。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 御答弁ありがとうございました。

2つ目のまちづくりセンターに向けては、相互でいろいろと話し合っ、温度差のないようにしていただきたいと思っております。

初めのユネスコ無形文化遺産登録に向けての話でございますが、先ほど聞いておりますと、垂井の曳軸も国指定重要無形文化財に登録しておれば、ユネスコ無形文化遺産になれたかなあということでございますが、確認ですけれども、大垣市の曳軸や長浜市の曳軸が登録されて、垂井の曳軸がユネスコの登録になされなかったということは、やっぱり今言われるような、国指定重要無形文化財に登録すればできるのかどうか、その辺のところ、その違いは何かということをちょっとお伺いしたいと思います。

以前、平成11年に国民文化祭・ぎふ99の地歌舞伎垂井大会が文化会館で行われたと聞いておりますが、そのときは長浜の曳軸、それと揖斐川町の曳軸、あと垂井町の中町の紫雲閣の曳軸が出されて、地域で引き継がれた曳軸子供歌舞伎が熱演されておりました。その中で、長浜が登録されたということでございます。そのような経緯も踏まえて、垂井町も今後何とか国指定重要無形文化財に登録できるよう頑張っていたいただきたいと思います。町長の所見をお願いします。

それともう一つ、提案ですけれども、垂井町には多くの民俗文化財がございます。表佐の太鼓踊り、伊吹の神楽舞、それに南宮大社の多くの神事芸能ですが、垂井の曳軸も含めて、ひっくるめて垂井町の国指定無形文化財として登録されれば、その暁にはユネスコ無形文化遺産登録になるのではないかと考えております。その機運を高めるためにも、ぜひ新庁舎ができるときに、こけら落としとして、そのような垂井町の文化財、先ほど言いましたが、民俗芸能フェスティバルなどを開いていただいて、垂井町民を挙げての催し物になれば、垂井町の文化財も生きてくるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

再質問を終了します。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ユネスコの遺産登録に関してでございますけれども、基本的に現状の遺産登録されておるのが国指定の無形文化財ということである以上、やはりそういったものに引き上げていく必要はまず絶対的にあるというふうには思います。

ただ、それだけで全てかという、やはりその歴史的な、当然、国指定になる状況の中でさまざまな検証がなされると思いますけれども、先ほども課長の答弁の中にありました、今回、祭りばやしでありますとか、攀鱗閣の歴史の検証がされた資料が本として出されておりますけれども、こういったやはり歴史検証が必要かと思えます。攀鱗閣も資料が残っておるのは江戸

末期からでありまして、我々がふだん聞いておるのは、曳軸祭りは、後光厳天皇がこちらに行幸された折に慰める、もう650年以上の歴史があると聞いておりますけれども、じゃあその650年の歴史はどうやって証明されるのかというようなことになるわけでありまして。

ですから、そういった経過、歴史というものをしっかりと検証する中で、国の指定の文化財に登録していく、その中でユネスコの遺産にというふうになっていくのではないかなあと思います。このことにおいては、やはりしっかりとした検証、これは行政側もそうですが、そこにかかわってみえる住民の皆さんの力も必要になってまいりますので、あわせて一緒に頑張っていかなければならないというふうに思っております。

また、垂井町をまとめて、丸ごとというようなお話もございましたけれども、今言いましたように、やはりこれは一つ一つの検証が必要になってくると思いますので、全てをまとめてというのはなかなか難しい話ではないかというふうに思いますが、これはやはりしっかりと検証、あるいは伝承をしていく、伝えていくということが、これからの大きな力になっていくと思いますので、よろしくお願いします。

なお、民俗芸能フェスティバルについてでございますけれども、一つの考え方として、御参考として伺いはいたしますが、これをやるからこのことがすぐ世界遺産につながっていくというものではないというふうに思います。単発のイベントはやはり単発のイベントで終わってしまいますので、これをやる意義というものをしっかりとつくっていかないと難しいと思います。ただ、新庁舎の完成を祝う行事として、ふさわしいものの一つではないかなあとすることは思うところでございます。だから、単なる一つのイベントとして考えてしまうのはちょっと寂しいかなあとというところも思わないではありません。そこら辺よろしく願います。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長の登壇許可を得ましたので、早速、質問に入らせていただきます。

過日、配付されました垂井町公共施設等総合計画、この計画書の中から質問をさせていただきます。この計画自体は、平成29年から平成48年までの20年間にわたる長大な計画のものでございます。そのうちの個別的な事項について質問をさせていただきます。

まず、第1点目の垂井こども園新築に伴います空き施設の利用についてでございます。

垂井こども園について、当局の並々ならぬ取り組みの成果として、建設起工式も厳かに催行され、来年度開設に向け、つち音も高らかに工事も進められております。

かねてから、垂井こども園開設と同時に空き施設となります垂井東保育園、西保育園、垂井

幼稚園の各園舎の利活用について、以前の一般質問でお尋ねいたしました、けやきの家の老朽化に伴う移転候補施設として検討をされるやにお聞きしておりますが、その後の取り組みはいかがな状況となっておりますか、再度、お尋ねをいたすものでございます。

垂井町公共施設等総合計画のうちの公共施設等保有量の適正化、統廃合と転用の推進の観点から、よろしくお願いをいたします。

2点目の朝倉町民体育館の耐震改修と観覧席設置についてでございます。

朝倉町民体育館は昭和54年の建築で、I s 値は安全値から大分下回っているやに聞いております。多くの利用のある施設として、一朝有事の際の折には大変なことになりかねません。あわせて築37年が経過し、今様の観覧席もないようなことであり、この際、耐震改修と観覧席設置を同時に解決できるような改修計画に着手するべきであると思料するものであります。

垂井町公共施設等総合計画のうちの長寿命化と安全確保、耐震化の実施、予防保全による危険への早期対応、さらに機能的耐用年数が到来した陳腐的施設の今様化の観点から、その取り組みの姿勢をお尋ねいたすものでございます。

3点目の朝倉公園芝生広場のリファインと遊具の移設集約化についてでございます。

広大で眺望にも秀でた芝生広場、しかしながら、利用者がまばらな状態、一体何がそういう状況にさせているのか。茶色い水の流れる水遊び水路、せっかくの大人も楽しめる長くダイナミックな滑り台、早くに陰る水路の南側は芝生もまばら、鹿のふんもあちらこちら、ちびっ子も嫌がる駐車場から一番奥、その他いろいろでございます。一度、状況をしっかり把握し、どうすべきか検討を要すると思っております。見解を求めます。

4点目、垂井町弓道場管理の状況についてでございます。

昭和40年の岐阜国体で、垂井町が弓道会場となった折に新設された垂井町弓道場。県立不破高等学校周辺、あのときのにぎわいと勢いが強く脳裏に焼きついております。あれから47年後の平成24年開催の岐阜国体、残念ながら弓道会場の再来とはなりません。さもありなん、町としての継続的な取り組みがなかったせいかもしれません。

お尋ねいたします。昭和39年建築で52年経過した弓道場、町有施設ながら不破高弓道部が辛うじて使用しているだけの現状、どのように維持管理されているのか。また、今後どのような方向性をお持ちなのかをお尋ねいたします。

あわせて、不破中学校弓道部の近的練習場として南宮大社弓道場を使用されておりますが、貸借関係はどのようになっているのか、こちらもお尋ねをいたしたいと思います。

以上、垂井町公共施設等総合計画の推進の一端として、4点、御質問させていただきます。よろしく御答弁いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の垂井町公共施設等総合管理計画の推進について、個別に4点御指摘がございましたが、私ほうからは全体の推進について、まず答弁をさせていただきたい

というふうに思います。

公共施設等総合管理計画では、既に御案内のとおり、施設類型ごとの取り組み方針を示させていただいたところでございます。

この類型ごとの取り組み方針に基づき、平成29年度、平成30年度の2年間にかけて、垂井町公共施設アクションプラン、仮称でございますけれども、それから個別施設計画を策定するスケジュールで、現在、事務作業を進めておるところでございます。

本年度につきましては、職員に向けて公共施設等総合管理計画の周知と、今後の個別施設計画策定に向けた研修会を全職員を対象に実施し、意思等の統一を図りながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議員御指摘の各施設の方向性につきましては、後ほど各担当課から答弁をさせていただきますけれども、これから検討を進めてまいります公共施設アクションプラン、個別施設計画の策定過程で、全庁的で横断的な視点を持って、引き続き検討を加えてまいりたいと考えております。

一方、国におきましては、個別施設計画の策定を前提とした条件のよい起債のメニューが示されているものがございます。財源確保の観点からも、既に進めている事業につきましても、関係機関と十分調整を図りながら、個別施設計画策定の前倒しについても、同時に検討を進めてまいりたいと考えております。

御案内のとおり、これから多くの公共施設が更新時期を迎えます。さらには、人口減少と少子化、高齢化が進む中で、人口構造や社会構造が大きく変化し、行政サービスのあり方自体が問われる時代になってまいります。公共施設等の更新費用の試算からも、今ある全ての公共施設を引き続き維持し管理していくことは、今後の財政をさらに圧迫することは容易に想像ができるところでございます。

このような中で、将来の垂井町を見据え、その時代の実情に合った行政サービスのあり方について、しっかりと検証を加えながら、公共施設の更新、長寿命化、複合化、統廃合について計画的に推進してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの若山議員の質問、垂井町公共施設等総合管理計画の推進についてのうち、1つ目のアの垂井こども園新築に伴う空き施設の利用については、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま町長から説明がありました垂井町公共施設等総合管理計画につきましては、当町の公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示しており、その中で4つ基本方針を定め、その1つに公共施設保有量の適正化があります。

これは、老朽化対策の検討に当たっては、その施設の果たす役割や機能を再確認した上で、

その必要性を再検討するとともに、新規施設を制限し、統廃合と転用を推進するものです。施設の老朽化対策が必要なけやきの家については、障がい者の方に対して、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るためにも必要な施設であり、新たに建て直すのではなく、空き施設を改修し転用することが、この方針に沿うものと考えています。

また、今後も必要な機能や役割を有する施設で老朽化が著しい建物については、空き施設で構造上、耐震性能を満たす建物があれば、優先的に転用、改修を図り、既存の老朽化建物を廃止するべきと考えます。

現在、けやきの家につきましては、垂井こども園の施設整備に伴い、空き施設となる園舎の利活用など再配置について、あわせてけやきの家の事業形態の見直しも含めた検討をしているところです。今後は、関係機関や利用者など当事者の方、並びに地元関係者との調整も踏まえ、現在の利用者が戸惑うことのないような再配置と事業形態の見直しについて、さらに検討を深め、今後の方向性について結論を導き出す予定でございます。

以上、若山議員の御質問のうち1つ目の答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますよう、お願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私のほうからは、若山議員の2点目と3点目の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

まず2点目の質問、朝倉町民体育館の耐震改修と観覧席の設置についてでございますが、この体育施設は、町民体育館と体育センターを併設した複合施設として、昭和54年に竣工し、同年に宣言したスポーツの町としてシンボリックな施設として、37年の長きにわたり、町民の健康増進の拠点として、年間延べ3万人以上の方が利用されております。

議員御指摘のとおり、当該施設は旧建築基準法で施工された建物でございます。耐震診断を行った結果、体育館のI s値は0.12、体育センターのI s値は0.29と、いずれも耐震性能では十分でないこととなっております。利用者の安全・安心を確保するためにも、今後、耐震改修を検討してまいりたいと考えております。

また、議員、御提案の耐震改修とあわせて観覧席の設置につきましては、現在の利用状況、関係団体の意見等を集約し、スポーツの町にふさわしい体育施設をあわせて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の御質問、朝倉公園芝生広場のリファインと遊具施設の移設の集約化についてでございます。

この芝生広場につきましては、平成2年度に整備し、町民の憩いの場として利用されております。約1.3ヘクタールの広大な芝生広場では、園路・水路が整備され、その他大型ローラー滑り台、複合遊具及び健康遊具など11基ほどが設置されております。憩いの場、健康増進の場として、多くの方に親しまれております。

議員御指摘のとおり、整備当初からいたしますと利用者が減少していることは否めません。その要因といたしまして、遊具が老朽化や利用者のニーズを満足させるような公共空間の整備ができていないためではないかと推測されております。遊具につきましては、老朽化が厳しく、専門業者による遊具点検では、毎回指摘をされている状況でございます。

このようなことから、今後、公園整備の方向性といたしまして、親子で一緒に遊んだり、たくさんの方々が集うことができるような公共空間の整備を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、先人により築き上げられました朝倉運動公園を、より利便性が高く、町民に愛されるような公園となりますよう、今後もしっかりと整備してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 私からは、若山議員の4点目、エの質問、垂井町弓道場管理の現状について答弁をさせていただきます。

町弓道場管理につきましては、昭和62年8月1日付締結をもって、県立不破高等学校と垂井町との間で弓道場使用貸借契約を取り交わしておりまして、その後は、年度単位で自動更新をしております。なお、光熱水費の支払い、諸修繕業務も委託内容のほうに含まれておりまして、不破高校において対応をさせていただいております。

今後につきましても、不破高に隣接している立地条件から、同高の弓道部の活動拠点、西濃地区の高校生大会の会場として活用されるものと思っております。

南宮大社弓道場につきましては、不破中学校弓道部が土曜日と日曜日、また夏休み等の長期休暇に利用させていただいております。特に貸借にかかわる文書は交わしておらず、南宮大社様の御好意によりまして、町弓道協会の管理のもと利用させていただいております。

また、社会人の大会等は駐車場スペースも広い南宮大社弓道場の会場で開催をされております。今後におきましても、町弓道場と南宮大社弓道場が中心となりまして、弓道競技の活動に進められていくものと考えております。

また、今後、町弓道場においては建物診断等を行い、修理規模を明らかにした上で、不破高等学校と協議を進めて対応していくことも考えてまいります。御理解賜りますよう、お願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

総じて前向きな答弁とお伺いさせていただきますけれども、特に朝倉体育館、小・中学校の

体育館とはまた違って、一朝有事の際の超長期的な場合における避難場所とかそういったものにも利活用できるということで、ぜひI s値が低い状態、早くに改修に着手されるよう、お願いをいたします。

あと弓道場に関しましては、診断を行われるということで、これもぜひよろしくをお願いをいたしたいと思います。

けやきの家の関係でございますけれども、答弁的には総花的な答弁でございます、今のどの施設をとというのは無理からぬことではございますけれども、もう少し一步踏み込んで、もう既に、この空き施設等の利用につきましては随分と時間もたっております。十分検討ができるような状態ですし、私としては一刻の猶予もならないというような感覚でおりますし、こども園が開設してからというようなことではなしに、全て行政施策は同時並行で取り込まれることが肝要ではないかなというふうに思います。いま一度、より踏み込んだ御答弁をいただければと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの若山議員からの再質問について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの質問につきましては、けやきの家の件のもう少し踏み込んだ回答をということでございます。

確かに、以前御質問をいただいてから2年余りたつわけでございます。先ほど言いましたとおり、検討を進めておるわけですが、ハード面とソフト面と今両方について検討をしているというのが現状でございます。

ハード面につきましては、空き施設ということで、限られた中での選択になるわけですが、ソフト面となりますと、やはり大きな問題がたくさんございます。今、その部分をどこまで詰めていくかというところをやっておるわけでございまして、先ほど言いましたとおり、ハード面につきましては再配置ということと、当然、当事者の方、管理運営される方、そして地元も当然絡んでくるかと思っております。そのあたりの調整がまだ未調整でございますので、まだまだ時間がかかるものと思っております。

それと、ソフト面につきましては、まず一番に考えなくてはいけないのが当事者、やはり今、利用されている方が場所が変わるとかそういうことが一番困るのではないかなということで、やはり慎重に選択する必要があるということで、先ほど事業形態の見直しということを行いましたけれども、当然、今利用されている方が戸惑うことがない中で事業形態を見直すと。もう少し幅が広げられないかなというようなことを今考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

答弁になっているか、ちょっと難しいところですが、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目、男女共同参画施策のさらなる推進のために。

現在、我が国の経済・社会環境は、少子・高齢化、経済の成熟化、情報化、国際化の急速な進展により大きな変革期を迎えております。中でも家族形態の多様化、価値観の変化、女性の社会進出、女性に対する暴力の問題の顕在化など、女性と男性を取り巻く状況は大きく変化しています。また、少子化問題は放置できない状況にあります。

少子・高齢社会の課題解決の鍵は、男性も女性も一人一人が自立した人間である。自立した人間同士が共同生活をするという、人と人のあり方を支えるシステムの転換です。しかも、その実現のおくれが日本社会を崩壊させかねないという状況が、すぐそこまで来ているという切実感があります。

21世紀は女性の世紀、このように申しますと、男性中心から女性中心の社会の変革を目指しているのかと誤解されることがありますが、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本にとって避けては通れない国民的な課題であり、女性が生き生きと働き活躍できる社会は、男性にとっても安心できる社会であり、希望あふれる未来を開く鍵となります。

2003年6月に、国の男女共同参画推進本部が決定した2020年度までに指導的地位に占める女性の割合を30%に拡大する目標を掲げた当時、2.3%程度だった管理職、従業員100名以上の企業の課長以上に占める女性の割合は、2013年度には7.5%まで伸びましたが、30%にはまだまだ隔たりがあります。

国際的にも日本の女性管理職の登用はおくれています。総務省の労働力調査によれば、2013年現在、日本の管理的職業従事者は11.2%で増加傾向にあるものの、3割から4割を超す欧米社会に比べ、かなり低いことがわかります。ちなみに、国際労働機関が作成した資料によると、1位がジャマイカで59.3%、2位がコロンビアで53.1%、以下15位がアメリカが42.7%、24位がフランス39.4%と続き、日本は96位となっています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法案では、政府に女性活躍促進に関する数値目標を含めた基本方針を策定することを求めています。この方針をもとに自治体は推進計画を作成します。また、国は基本計画をもとに事業主行動計画を策定するための指針を定めます。この指針に基づき、国自身や自治体、企業などの事業主は期間や数値目標などを盛り込んだ行動計画を策定し公表、女性活躍推進に取り組みます。数値目標には採用や管理職登用者の女性の比率を上げていくこと、男女勤続年数の差の縮小など、女性人材の割合を高めるための指標に関するものが想定されています。取り組み内容がすぐれている事業者や企業には、政府として優良認定を行い、女性活躍推進に関する政府調査や政府事業の発注優先などのアドバンテージを与え、同様の取り組みを自治体にも努力義務策定として求めています。少子化が進み、

労働人口も減少傾向で、女性の力を生かさなければ経済成長を維持できない時代に入っています。実際に、女性の視点やアイデアを活用した業績を上げる企業もふえています。日本全体では、まだまだ女性の力を生かし切っているとは言えない状況です。

本町の第2次男女共同参画プラン基本目標に政策方針決定の女性の参画の推進があります。具体的施策において、管理職への女性の積極的に登用があります。方向性として、施策方針決定過程に、さらなる女性の参画が図られるよう、審議会等委員会や町行政の管理職へ女性を積極的に登用しますとなっています。具体的に、目標値は町職員の一般事務等における管理職にある女性職員数を1人以上としますとあります。4月1日現在の課長、係長の女性割合は次のとおりであります。課長ゼロ、係長は11人、18.9%、係長級以上は総数129人に対し11人で、8%となっていますが、課長、係長の管理職への割合は低い状況です。

先ごろ、民間コンサルタント会社がインターネットを使って、昨年11月、正社員の男女3,000人、25歳から54歳を対象にしたアンケートが報道されていきました。管理職でない正社員のうち、管理職、課長以上になりたいと考えている人の割合は、男性では43%なのに対し、女性は12.9%にとどまっています。管理職を目指さない理由は、「ストレスがふえる」男性49.3%、女性47.2%が最多となっております。「責任がふえる」「自分に向いていない」が続きました。女性は「家庭との両立が難しい」を上げた人が27.1%に上りました。

また、寝屋川市では、2010年に女性管理職12人による頑張る女性職員推進検討チームを結成し、女性職員の能力を發揮と管理職拡大に向けた現状分析、職員意識の把握、改善策の検討、提言等を行っています。その検討チームでは活動ポイントを3点に絞り、1点目には庁内の意識改革として、女性も管理職になるのが当たり前という組織風土をどうつくるか。2、女性の管理職登用を進める仕組みづくり、3、ワーク・ライフ・バランスの支援制度の整備を上げています。また、係長、副係長、主任、主査、一般職に実施したアンケートで、昇進したいと思うかとの設問に対し、30代女性職員は「昇進したいと思う」2.9%、「どちらかと言えば昇進したいと思う」20%、「どちらとも言えない」が45.7%、「余り昇進したくないと思う」25.7%、「昇進したいと思わない」5.7%でした。次に、40代女性職員では、「昇進したいと思う」12.1%、「どちらかと言えば昇進したいと思う」13.1%、「どちらとも言えない」40.2%、「余り昇進したくないと思う」17.8%、「昇進したくないと思う」15.9%でした。女性全体では、「昇進したいと思う」が7.5%、「どちらかと言えば昇進したいと思う」が12.0%、「どちらとも言えない」39.1%、「余り昇進したくないと思う」22.9%、「昇進したくないと思う」17.6%でした。男性職員では、「昇進したいと思う」が20.7%、「どちらかと言えば昇進したいと思う」が27.6%、「どちらとも言えない」35.6%、「余り昇進したくないと思う」9.2%、「昇進したくないと思う」5.7%。40代男性職員では、「昇進したいと思う」16.3%、「どちらかと言えば昇進したいと思う」20.1%、「どちらとも言えない」38%、「余り昇進したくないと思う」18.5%、「昇進したくないと思う」3.8%でした。

アンケート結果からいいますと、昇任意欲は男性よりも女性が低く、特に若年層で昇任に対

する意識に男女の差が見受けられます。40代の女性の昇任意欲は30代より上昇していることから、この世代に焦点を当てた昇任意欲を高める取り組みが必要であると分析しております。

そして、女性職員が昇任を希望しない理由として、仕事と家庭の両立の難しさとともに、管理職として必要な能力の自信のなさが2大理由であることがわかり、特に一般職の職員においては、管理職は仕事と家庭生活の両立がより難しいとの意見が顕著だったとしております。同市では、これらの状況を積極的に是正するため、ポジティブアクションを実施し、課題解決に取り組んでいるということでもあります。

そこで、以下、本町の取り組みをお尋ねいたします。

まず1点目、垂井町第2次男女共同参画プラン、女性管理職登用の目標達成に向け、現状をどのように分析し、達成しようとしているのか。また、ポジティブアクションに対する認識を伺います。

2点目、女性職員のキャリア形成に資するため、産休、育休で長期休業している職員への情報提供などの取り組みはどのようにしているのか。

3点目、町職員の男性育児休業取得は平成28年度はゼロでしたが、目標値に向けたその後の取り組みについてはいかがでしょうか。

4点目、国の男女共同参画推進本部が決定した2020年度までの指導的地位に占める女性の割合を30%との目標に対する本町の見解をお伺いいたします。

続きまして、災害時における避難所や病院等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進についてお伺いいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには一昨年に関東・東北豪雨など我が国では、これまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など多くの災害が発生しています。このような経験から、国を初め各自治体では、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきています。

そのような中、災害時には、その初期段階及び避難所において、飲料を確保することが重要であります。近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し、無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体において、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体があると聞いております。中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機、これは災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時にお湯・水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。

これまでの主な実績といたしましては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで延べ8,000杯が提供されました。また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣されたDMA Tの方からも、お湯の提供は大変に助かったとの声も出ています。

そこで、本町においても、このような災害時に避難所や病院等において、お湯等飲料を提供

できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであると思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上、2点の一般質問とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 中村議員の1点目の男女共同参画施策のさらなる推進のためから4点ほど御質問をいただいています。私のほうから御回答したいと思います。

まず1点目の男女共同参画プランの女性管理職登用の目標等についてのお尋ねでございます。

清風園、そしてまた保育士を除く事務職でございますけれども、課長相当職につきましては、議員の御指摘のとおり、平成18年度から在職者なしの状況となっております。しかしながら、課長相当職として登用が考えられる世代でございますけれども、50歳以上の職員につきましては、現在24名おります。そのうち女性は3人、3名とも55歳未満でございます。現行課長補佐級、あるいは係長としておるところでございます。なお、課長相当職につきましては、現在全て男性職員でございます。55歳以上の者でございます。単に管理職の男性の人数と女性の人数を比べますと、大きな差があるように見えるかもしれませんが、性別等の在職者数、そしてまた年齢等を考慮して考えてみますと、決して大きな格差があるとは思っていないところでございます。

また、あわせましてポジティブアクションについてでございますが、大きな格差がないと考えられることから、引き続きの公平・公正な登用に取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、次に2点目のキャリア形成のための育児休業等休業者等への情報提供でございますけれども、垂井町の計画、特定事業主行動計画でございますけれども、その取り組みを記載してございませんでしたけれども、事例のいい市町村等々を参考にして検討してまいりたいと考えておりますので、そのようによろしくお願いいたします。

それから、3点目の男性の育児休業取得への取り組みについてのお尋ねでございますけれども、取得の実績についてはございませんけれども、育児休業は短期間の取得もできることを踏まえまして、そのほか出産育児に関する休暇制度など継続して周知してまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に4点目でございますけれども、国が申してございます2020年度までに指導的地位の女性割合を30%とする目標についてのお尋ねでございますが、先ほども申しましたとおり、清風園、保育士を除いた一般事務職などにおきましては、現状、課長相当職の年代の女性職員が非常に少ない状況でございます。したがって、2020年度の30%の目標については非常に厳しいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

したがって、登用等につきましては、昇格基準等も踏まえまして公平・公正に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私のほうからは、中村議員からの災害時における避難所や病院などでお湯など飲料の確保のための災害協定の推進についてというお尋ねがありましたので、答弁をさせていただきます。

災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであるという御提言でございますが、大規模災害が発生したときに、避難所や災害支援活動拠点に長期滞在を余儀なくされた場合、お湯を手軽に確保できる議員からの御提案は大変魅力的であると考えております。特に大地震の場合は、長期の避難生活や支援活動が必要となり、冬場の寒いときの発災時においては、お湯の提供は身体的な効果のみならず、心理的にも効果があるのではないかと思います。

しかし、御提案がありました災害対応型紙カップ式自販機の設置については、今のところ、電気とか水のライフラインが回復していないと使用ができないという問題とか、通常は普通の自動販売機であるため、避難所の多くが小学校の体育館ということもありまして、設置箇所の選定につきましては特別な配慮が必要だということも考えられます。

したがって、設置及び飲料メーカーとの協定に関しましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従いまして御質問をさせていただきます。2点ございます。

1点目は、公共下水道事業の経理を公営企業会計に移行してはというのと、2点目、表佐、坂ノ宮交差点改良計画の進捗と国道南側を先行実施してはという件名でございます。

それでは、大きく第1点目の公共下水道事業の経理を公営企業会計に移行してはどうかという質問でございます。

本町は、平成3年ごろに、生活環境及び自然環境を守るため必要不可欠な町の基盤整備であります汚水処理事業に取り組み、「垂井町まるごと下水道」を目指して事業展開することとなりました。事業導入時点では、汚水処理施設としてはいろいろな手法がございました。当時の建設省では、流域下水道事業や公共下水道事業、厚生省では特定環境保全下水道事業、農林水産省では農業集落排水事業、環境省では合併浄化槽整備事業等が上げられました。当時の当町には、地理的・地形的な問題や、地域指定では農業振興地域、都市計画区域などのいろいろな制約があり、多岐にわたり調査研究がされました。

昭和56年に当町は、農業振興地域内において農村総合整備モデル事業に着手し、実施計画に基づいた集落道や集会施設、また営農飲雑用水施設等の事業展開がされていきました。これにより、平成2年に垂井町の梅谷及び敷原の一部地域を対象として北部第一農業集落排水施設を、

また平成9年に垂井町伊吹地域を対象として伊吹農業集落排水施設の事業を実施し、それぞれ平成6年、通告では平成11年にしておりますが、予算資料では平成13年になっておりましたので御訂正をお願いします。平成13年に供用開始されています。

平成5年に、町は公共下水道事業の採用を決断されました。都市計画区域外の一部を含む1,010ヘクタールを対象区域とし、平成23年度を目標として垂井町公共下水道基本計画を策定し、総事業費を269億1,000万円と設定され、平成9年には、まず初めに表佐地域を対象として工事に着手されました。その後、幾度か事業認可の変更をしつつ、各地域への事業の推進をしてきているところであります。

平成28年度には、事業の最終認可を得、全体目標計画を平成37年度とし、着々と事業の実施をしている状況です。目標到達までには、実に33年の長期プロジェクト事業であり、今年度は25年目に当たります。また、供用開始は平成14年に実施され、16年目を迎えています。

次に、地方公共団体の会計について触れてみますと、毎会計年度に財政の健全性を確保する見地から、単一の会計で経理処理することが望まれており、これを単一会計主義と言われている。自治体では、一般会計と呼び、当町もこれにより経理処理をしております。

しかしながら、場合によっては、その事業や資金の運営に係る適切な処理が難しくなり得る場合もあり、一般会計とは別に会計を設け、特定の歳入と特定の歳出を区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化することが望ましいとされ、財政法の規定から特別会計の設置が認められており、当町の公共下水道事業と農業集落排水事業は、一般会計と区別して特別会計にて経理処理されています。平成29年度垂井町では、9つの特別会計が設けられております。決して特別会計がだめとは言っておりませんので、誤解をされないようお願いします。

そこで、国においては、平成27年1月総務大臣から公営企業会計の適用の推進についての通達がありました。公営企業法の財務規定等を運用している公営企業については、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取り組み期間として、公営企業会計へ移行することを要請しております。特に、下水道事業・簡易水道事業については、重点事業として位置づけられております。人口3万人以上の地方公共団体においては、平成31年度までに公営企業会計を導入することとしており、それ以外の地方公共団体については、できる限り公営企業会計を導入することとされております。

平成28年4月の総務省の調査で、下水道事業について見てみますと、人口3万人以上の地方公共団体で約93%が公営企業会計を適用済み、また適用に取り組み中となっております。また人口3万人未満の団体を含む全地方公共団体では、約57%が公営企業会計を適用済み、または適用に取り組み中と報告をされているところでございます。

そこで、5点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず1点目、予算資料の全体計画では、最終目標年次は平成37年度と表示されておりますが、同じ予算資料の認可計画欄の最終目標年次は平成35年度となっております。また、さきの3月

議会で示された下水道事業経営戦略では、計画期間は平成38年度と記述されておりますが、最終目標年次は一体いつなのですか。

2点目、処理区域面積についてですが、平成5年の当初計画では1,010ヘクタールでしたが、平成16年の事業認可変更から993ヘクタールへと変更され、順次整備されております。予算資料によりますと、整備状況は平成28年度見込み9ヘクタールと平成29年度推計の26ヘクタールを加えると、今年度末で582ヘクタールが25年間で整備されることとなります。

目標年次が、例えば平成37年度だとすると、残りの441ヘクタールを8年間で整備することとなります。平成30年度以降の整備地域、事業内容、予算計画等を大まかでよろしいので、わかれば教えてください。そこで、これで垂井町内で手つかずの箇所はなくなるのかどうか、そこらあたりもお尋ねをします。

3点目、事業開始の平成5年度決算から平成27年度決算と、平成28、29年度の予算から一般会計からの繰入金を見ますと、実に約66億9,000万円となり、今年度は4億3,000万円の繰り入れが予定されております。目標年次までには、一般会計から繰り入れる金額は一体どれくらいを見込んでおられるんですか。

4点目、事業開始から汚水ますの設置数は、平成29年度の推計を見込んで4,257基、うち接続件数は2,963基、接続率は69.6%でございます。この接続件数は、下水道使用料に反映されていますか。また、未接続者との折衝、勧誘はどのようにされておりますか。事業を展開するのに一番大切な自主財源の確保の手段ですが、お尋ねをいたします。

5つ目、公営企業会計に移行することにより、お金の流れや資産・負債がどの程度あるかが把握でき、財政状況を正確に執行することにより、経営の健全化につなげることができます。今年度実施する下水道事業経営戦略で、公営企業法適用化にあわせた見直しをすることですが、いつごろの予定を指すのか、お答えをいただけますか。

次、大きな第2点目、表佐、塚之宮交差点改良計画の進捗と国道南側を先行実施してはという質問でございます。

この塚之宮交差点の改良に係る質問については、以前にもお尋ねしておりますが、この一大プロジェクト事業は、表佐地域のみならず、多くの方々が利用もされ、また関心も持たれています。国道の渋滞、交通の安全確保など、どうしても早急に解決しなくてはならない重要な課題を含んでおります。今回、その後の進捗状況等についてお尋ねをいたします。5点ほど、申しわけございませんが、お願いします。

まず第1点目、平成29年度国の予算として、国道21号交通安全対策事業で塚之宮交差点改良に1億3,800万円が措置されたと聞いておりますが、その内容をお聞かせください。

2つ目、平成28年度で調査・測量設計が実施されたと聞いております。各地権者を個別に説明などに訪問されてはいますが、どなたが訪問されましたか。また、訪問先は事業対象の全地権者ですか。また、訪問に係るそのときの意見とか要望等をお聞かせいただきたいと存じます。

3点目、平成27年度に国道南側の用地を提供いただきました。現状は、見ていただいと

おり更地のままで、雑草が生え、当初の状況と全く変わりなく、土地管理は全く十分とは言えません。工事に着手するまであの状況のままで置かれておくのか、そちらもお尋ねします。

4点目、昨年は、町単独事業として残りの歩道が設置されました。国道を横断する歩道橋の移転はどのような計画なんでしょうか。また、移転に係る予算はどれぐらいが必要なんでしょうか。

5点目、この塚之宮交差点の改良について、多くの住民や事業所等は早い時期の完成を望まれています。そこで、国道事務所の改良計画に合わせるのも必要でしょうが、国道南側は既に貴重な土地の提供をいただいております。歩道橋に接続する歩道も完成しております。ぜひ国道南側を先行実施してはいかがですか。歩道橋移転の問題等もありますが、町が事業主体となって施工してはいかがですか。この点について、町長の御決断をいただきたいのですが、お尋ねをいたします。

なお、私ども議員は通告制度をとっておりますので、通告書により執行部のほうに通告いたしておりますが、答弁書はいただいております。もし、お答えいただくのであれば、私どもも筆記しますので、わかりやすくゆっくりとお答えいただきたいと存じます。

以上、質問をよろしく願いいたします。質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、山田議員の大きい1点目、公共下水道事業の経理を公営企業会計に移行してはという質問について、細かく5つほど質問がございましたので、それにお答えさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1つ目の御質問でございます公共下水道事業の最終目標年次についてでございます。

まず下水道事業経営戦略につきましては、総務省の経営戦略策定ガイドラインに基づき、計画期間を10年間として策定したものでございます。

次に、認可計画の目標年次、平成35年度につきましては、昨年度、府中地区の市街化区域97ヘクタールについて認可区域の拡大を行い、認可区域の面積を778ヘクタールとしたところでございます。拡大認可の際には、通常6年から7年という期間で認められますので、認可区域の整備目標年次を7年間延伸しまして、平成35年度としております。なお、現時点での進捗状況でございますが、約2年ほどおこなっている状況でございます。

また、全体計画の目標年次でございます。平成37年度につきましては、前回、平成22年度に認可変更を行った際に見直したものでございます。本来であれば、昨年度の認可変更にあわせて全体計画も見直すべきところではございましたが、現在、国の方針に基づき、汚水処理施設整備構想というものを県が策定中でございます。これは、国土交通省、農林水産省、環境省の汚水処理を所管する3省が統一した方針のもと、人口減少や厳しい財政状況を踏まえて、経済比較や時間軸等を考慮し、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などによる複合的な

整備を行い、中期目標として、平成37年度末までに県全体の汚水処理普及率を95%以上とするという構想でございます。このため、全体計画の見直しを見送ったという経緯がございますので、前回の目標年次のまま残っているという状況でございます。御理解いただきますよう、お願いいたします。

議員、お尋ねの現段階での公共下水道事業の最終目標年次といたしましては、平成47年度を見込んでおります。

次に、2つ目の御質問でございます平成30年度以降の整備地域、整備内容、予算計画についてでございます。

現段階におきまして、平成30年度以降の整備予定といたしましては、笹原及び日守自治会の整備を行った後、拡大認可を取得いたしました府中地区の整備に入り、市街化区域の整備を完了したいと考えております。その後は、市街化調整区域の整備となります。

なお、平成30年度以降の事業費といたしましては、汚水流入量の増加に対応するための浄化センターの増設工事も含んでおりますが、全体で102億円ほどを見込んでおります。

次に、町内で手つかずの箇所はなくなるのかとお尋ねですが、町全体の計画では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水等、それぞれの事業による位置づけがございますが、計画区域から一定以上離れた点在する建物につきましては、これらの区域に入っていないということでございます。

3つ目の質問でございます。目標年次までに一般会計から繰り入れる金額についてでございます。

下水道事業経営戦略では、平成38年度までの計画期間としておりますが、策定の際、その後の事業費についても試算しております。これはあくまでも試算ではございますが、平成30年度から最終目標年次の平成47年度までに74億円ほどの繰入金が見込まれます。毎年、約4億円という繰入金を一般会計からお願いすることになります。しかしながら、町の行政需要に伴います財政投資等も考慮する必要がございますので、今後の整備の進捗につきましても、財政部局との調整を図りながら行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、4つ目の接続件数は下水道使用料に反映されているか。また、未接続者との折衝、勧誘についての御質問でございます。

公共下水道の接続率につきましては、議員も御存じのとおり、下水道整備で設置した公共汚水ますの数に対しまして、下水道に接続された件数の比率でございますが、当町の下水道はまだ整備途中であり、接続率算定の分母となるますの設置数も年々増加していきますので、接続率といたしましては、毎年、このような数値で推移している部分もございます。

下水道への切りかえにつきましては、まず工事区域の方を対象に説明会、また着工前の現地立ち会いなどで接続のお願いを行っております。その後、広報等によりPRを行っているところでもあります。また、団地など共同で集合処理を行っている地区につきましても、状況により

説明に出向くなど、接続率の向上に取り組んでいるところでございます。

しかし、下水道への接続工事につきましては、個人の費用で行っていただくということもあり、家の建てかえ計画や資金面の問題など、なかなか難しい面もございますが、議員のおっしゃるとおり、接続率の向上が自主財源の確保として大変重要なことでございます。これまで以上に未接続世帯に対する接続の推進と使用料など収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に、公営企業法適用化にあわせた見直しはいつごろの予定を指すのかとの御質問でございます。

公営企業会計の導入につきましては、先ほど議員が述べられましたとおり、人口3万人以上の団体につきましては、平成31年度末までに公営企業会計に移行するよう国から要請が出されているところでございます。当町が該当します3万人未満の団体につきましても、現段階ではできる限り移行となっておりますが、将来的には全ての団体に移行要請が出されるのではないかと推察しております。

参考までに、平成28年4月現在におきます岐阜県内の人口3万人未満の団体、21団体ございます。このうち公営企業会計を適用している団体につきましては、今のところございません。また、5団体、23.8%になりますが、適用に取り組み中という状況でございます。なお、下水道事業の場合、公営企業会計への移行に当たっては、固定資産台帳の整備や会計システムの改修等々、費用もさることながら、対応可能な職員の確保も課題となります。移行完了までに2年から3年ほどの期間が必要とされます。しかし、公営企業を継続して経営し、住民生活に必要なサービスを持続的に提供していくためには、経営、資産等の状況を把握し、経営基盤の計画的な評価と財政マネジメントの向上に取り組んでいく必要があります、公営企業会計適用の必要性は認識しているところでございます。

議員御質問の公営企業会計への移行につきましては、当町の下水道の整備率が56%と低いこともありまして、現時点では検討をしておりません。しかし、整備率が70%を超えたころを目安、市街化区域が終了するころとだけいただければ結構かと思いますが、そのあたりを目安に移行への取り組みを行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私のほうからは、山田議員の2番目の御質問、表佐、塚之宮交差点改良計画の進捗と国道南側を先行実施してはの中で、1点目から4点目の御質問について答弁をさせていただきます。

国道21号につきましては、かねてから岐阜国道事務所に対し、垂井区間全線の4車線化拡幅事業を要望することとあわせ、危険箇所は局所対策といたしまして、交差点改良、塚之宮・綾戸、また歩道の新設・改良について国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長へ要望をして

きたところでございます。

当該箇所は交差点が連続する同町の市街地であり、右折車線の未整備及び延長が不足する交差点が連続していることから、右折待ちの車両への追突事故が多発している事故危険箇所でございます。また、沿道には商業施設が多数立地しているものの、歩道が片側のみであるため、歩行者と自転車の接触のおそれがある危険な状態でございます。

塚之宮交差点改良事業につきましては、宮代交差点から表佐交差点の区間におきまして、交通安全事故対策事業、21号塚之宮交差点改良事業といたしまして、平成27年度に事業化がされました。翌平成28年度には、交通安全対策詳細設計業務といたしまして、交差点付近の測量、設計が実施され、右折レーンの設置、歩道の拡幅、歩道橋の改良等が計画をされております。

1点目の御質問の平成29年度の国の予算1億3,800万円につきましては、用地測量、補償算定などの調査費が主であり、一部、用地費、補償費となっております。

2点目の個別訪問による説明につきましては、用地に係ります地権者全員に対しまして、4月の中ごろから岐阜国道事務所の工事担当、用地担当職員とともに、私ども建設課職員も随行し、説明し、意向を確認した状況でございます。地権者の方々からは、事業に対する御理解はいただいておりますが、ほとんどの方が店舗等営業関係者であるため、収用は簡単ではない状況でございます。

次に、3点目、4点目の横断歩道橋の移転計画のお尋ねでございますが、歩道橋につきましては、移転ではなく、南側中央部にあります踊り場部分を折り返して、北側におりる計画としております。費用につきましては、これから設計を行うことで、いま現在では、まだわからない状況でございます。

また、国道南側の用地につきましては、横断歩道橋を折り曲げるための用地がかかりますので、道路部分の先行工事はできない状況でございます。また、土地の管理につきましては、環境等も考慮し維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の国道に関する5点目、町が単独でやったらどうかという、決断を求めるということでもございましたが、今、担当課長が申しましたように、今回の塚之宮の改良につきましては、今の鋭角になっているものを少しでもなだらかにしたいということでもございまして、歩道を少し緩やかに伸ばす、そのことによって横断歩道橋のおり方も変わるということになります。先ほど言いましたように、折り返しをつくることになりますので、その部分が今回、町が取得しました土地の中に一部かかることになります。

したがいまして、この事業全体としましては、町が単独でその部分だけやっていくというのは、ちょっと非常に難しい状況でございます。歩道橋の改築工事とあわせて歩道を使っていく

という形になりますので、今しばらく、この今の歩道橋の改築とあわせた形の中で進めていくという形で御理解賜りたいというふうに思います。

今までも国道に関しましては、御所野の交差点等の工事におきまして、これは国、県、町、それぞれの道が重なっておるところでございましたけれども、積極的に県の持ち分に関しても町がかかわっていくというような形の中で、何とか早期に工事を進めてきた経緯がございますけれども、この部分に関しまして、やはり国の管理しております歩道橋の工事が完了しないことには、その先というか、その部分の影響を受けますので、そのことを思って工事を進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） お昼の時間を超過して、大変ちょっと申しわけございません。

まず公共下水道事業の公営企業会計への移行なんですけど、まずその前に、全体計画、平成47年度に見込んでおるといのは、実は私、今、きょう初めて聞きました。以前は、3月までは所管の委員会でありましたが、一言もそんな話はなかったです。ですから、いろんな計画なんかについては、非常に奥があって、なかなか表に出てこない、住民はだから理解がしにくいという状況だと思いますので、これからいろんな計画等の変更がありましたならば、あわせて御提示をいただきたい。また公に知らしめされる予算書、予算資料についても、正確に記述をしていただきたいというふうに思います。

それで、いみじくも公営企業会計、非常に最後の、特に今、下水道課長も大変だったんですけど、いずれかは移行が示唆されるだろうと思います。それで、公営企業会計に移行する段階では、法適用と法非適用の2つの種類があるわけですけども、ここらあたりは課長等も勉強されていると思いますけれども、そこでメリット、デメリットというのがしっかりとあるんですけども、今回、水道料金については、何か改定、改定といったら聞こえはいいんですけども、値上げというような報告があるんです。将来的な下水道使用料についても、これは水道料金と合わせて、下水道の使用料も合わせて支払って住民はおりますので、ここらあたり、しっかりと提示をしていただきたい。将来的といいますか、終了改定のときには、住民には経費負担の説明をしやすいような格好でひとつお願いしたい。

それから、あとストックですね。資産とか負債、ここらあたりをしっかりとやっぱり把握できるように、今からでもしておいてもらわないと、やはりいわゆる通常でいう特別会計ですと、歳入があって歳出で、ただそれだけの経理なんですけれども、簿記会計はそんなもんじゃないので、貸借対照表とか損益計算書、収益計算書等がありますので、ここらあたりをしっかりとやはり、今からでもいわゆるサブ的に経理をしておくというのは必要でないでしょうか。

それから、何と言いますか、未接続の方の関係、当然事業を進められていく段階では説明会を開いていくわけですが、既に整備が完了した区域での未接続者、このあたりについてはどうなんですか。再度訪問し、また接続加入等を促されておるのかどうか。何か、要は工事が先行

的に進められて、ソフト的な事業はどんどん後手に回っているような感じがいたしますので、そこらあたりをひとつお願いしたいと思います。

それから、国道、塚之宮の関係でございます。

私は、町長が言われるのはよくわかります。歩道橋はやっぱりネックなんですね。以前にもお話ししましたように、いわゆる買収した土地を少し利用するような、例えば東から西に向かっていく、左折をする段階では、非常に最近大型が通るようになりまして、非常に回りにくい。公安委員会が言うには、そこを使用してはならない、道路ではないんだからというような言い方を前回もされたわけなんですけれども、もう少し、何かいわゆる、何と申しますか、施策を公安委員会等には折衝していただいて、もう少し利用していただくというふうをお願いをしたいと思います。

それから、各個別地権者への訪問がありました。全く反対だという方はございませんでしたか、お尋ねをいたします。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま山田議員のほうから下水道に関しまして、料金、経費負担等の説明等が将来的にきちっと説明できるような形で、今からでも経理をしていく必要があるのではないかということがありました。

今のところ、公共下水道特別会計ではございますが、当然、同時に企業会計を採用しております水道事業会計があります。その辺の精通した職員もおりますので、今後につきましては、そういう資産管理、特に資産管理がこれから重要になってくると思いますので、そういったものも含めまして、将来的な視野を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、未接続者に対する訪問等の接続の取り組みでございますが、現在のところは広報等で周知して、またお願いするというような状況にとどまっている状況でございます。未接続者に関しましては、今後またちょっと一歩踏み込んで、そういった取り組みもしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、反対ということについてでございますが、全面的に、何があっても反対という方はお見えにならないというふうに思っております。

ただ、先ほども担当課長が申しましたように、商業施設等がございまして、その関係で、どうしても駐車場を使っておられます。今回、交差点改良をするわけでありまして、それによって駐車台数の影響とかそういうことがありますので、そのことをどうするのかというの

が、今ネックになっているのが一つでございます。

それから、南進の、南側に進むための利便性ということでございますけれども、それも含めて交差点の改良をしようと、右折をつくってやるという形でございますので、今、南だけやりますと、まず信号を動かさなければならなくなります。そうすると、信号は、要するに距離が長くなるんですね。交差点の中の距離が長くなりますので、そういったことから、公安が非常にやはり今、そこら辺でまず最初にだめでした。そういうこともあって、全体的にやはり南、北、それから東西の交通の関係の交差点の整備という形でいかないと、なかなか難しい状況にあります。単純に考えれば、今の南のところを使って、南進だけ、西に向かって左折だけ広くとればいいんじゃないかということになるんですけれども、交差点全体として見ますと、やはり一体的な整備をしていかないと、非常に規制の問題で難しいところが出てまいりますということを伺っておりますので、ちょっと今、時間がかかりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

あわせて、先般、宮代121号線の町道認定をいただきました。このことが、企業と商業施設の間の道路を使って、将来的には養老垂井線、県道のほうにつながっていくという形の中で、今の塚之宮交差点の利用もまたそこで変わってくる状況になります。そういったことも踏まえて改良工事をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） ただいま議長の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を開始させていただきます。

今回の一般質問では2点の質問を行います。

1点目は、移住・定住政策について、2点目は、シェアリングエコノミーの推進についてです。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、1点目の移住・定住促進についてからお伺いいたします。

今から約1年半前の平成27年12月に開催された第5回定例会において、同僚議員から移住・定住政策についての質問がありました。その際には、移住・定住促進のために住宅や就労情報等の関連情報が必要で、組織強化も含めて総合戦略を進める上での所見を伺いたいという質問がありました。これに対して、当時の回答は、さまざまな媒体を通じて、積極的な情報発信や相談等を行っていきたい。また、西濃地域での広域連携のため、移住・定住を初めとする各種政策に取り組んでいくと回答していますが、あれからどのような進捗があったかをお伺いした

いと思います。

前提として、先月、岐阜県が発表した県外から岐阜県への移住者数は、平成28年度で1,310人とあり、統計を取り始めた平成22年度以降で最多でした。これは平成27年度と比べて16%ふえ、平成22年度の約8倍の数値です。この統計は、県内市町村の窓口からの紹介や自治体の支援制度を活用して、県外から県内に移住した人数を計測しています。この結果を、岐阜県は、名古屋と大阪に移住相談窓口を設けたことに加え、各市町村の受け入れ体制の充実と分析しています。

移住者は、全体の73%が20代、30代と婚姻・出産の期待ができる世代で、少子化に歯どめをかけ、生産労働人口としても長期に活躍の見込める世代です。この世代の移住がふえたのは、子育て世代や若年層の支援策を積極的に情報発信していった結果とされています。

単独の自治体としては、高山市の242人が最多ですが、地域で見ると東濃地域が5市で469人と、1年前の269人から大幅に移住者を伸ばしています。西濃地域を見ると、大垣市は179人と3年前の3倍の移住者を獲得しています。また、この4月からはメ〜テレの開局55周年の記念番組として、「岐阜にイジュー！」というドラマが放映されるなど、岐阜県への移住に関する機運がかつてないほどに高まっています。

こうした背景を踏まえて、お伺いいたします。

1点目は、平成28年度中の移住の支援制度を利用して、どれだけの人数が垂井に移住してきたか。

2点目は、どれだけ移住に関して問い合わせがあったのかをお伺いしたいと思います。

3点目は、どのような媒体で、どれだけの情報発信を行ったかをお伺いいたします。

4点目は、移住促進政策に関してのこれまでの行政執行の振り返りと今後の展望をお伺いしたいと思います。

1点目は以上です。

2点目は、シェアリングエコノミーの推進についてです。

シェアリングエコノミーとは、総務省の情報通信白書によると個人の保有する遊休資産の貸し出しを仲介するサービスであり、貸し主は遊休資産の活用による収入、借り主は所有することなく利用できるというメリットがあるという定義がされていますが、簡単に言うと、使っていないものを安く貸し出すという概念です。

これを世界的に広めたのは、民泊と相乗り（ライドシェア）の2つのサービスです。

民泊は、エアビーアンドビーというサイトが世界最大手で、自分の家の使っていない部屋を宿泊場所を探している旅行者などに安く貸し出すサービスです。

相乗りは、ウーバーというサイトが最大手で、車の所有者が自分の空き時間を活用して、誰かの送迎をしたり、通勤経路が同じ人を安価で乗せてあげるための出会いの場をつくらせているサービスです。

どちらのサービスも、自分の使っていないもの、自分が余分に持っているものを安く人に分

けてあげるサービスで、空き部屋や助手席など自分の使っていないものを求める人に提供するという概念がシェアリングエコノミーなのです。ここまで来るとシェアリングエコノミーは、大それた新しい概念ではなく、昔からある共助や支え合い、お互いさまの精神と似ている概念だということが御理解いただけると思います。

この概念をまちづくりに生かしていくことは、新たな地域や人々のつながりを生み、地域に雇用と新たな経済の流れを創出します。そして、現在直面しているまちの課題の幾つかを解決することが可能です。

そこで、実際にシェアリングエコノミーを推進している自治体の事例を紹介したいと思います。

1つ目の課題は、活用されていない公共施設の活用です。

現在、垂井町には活用されていない公共施設が存在しておりますが、千葉県千葉市や静岡県浜松市では、シェアスペースとしてあいている施設をイベントスペース等として貸し出しを行っています。これにより、実際は遊休施設からの収入を得ることができ、利用者は地域でのイベントの開催地などとして地域で活動を行うことができます。

2つ目の課題は、地域交通の充実です。

現在、垂井町では4台の巡回バスが運行されていますが、ルートや時間に制限があります。今後、高齢化の進行により、運転をしない高齢者が増加した場合、より多くのルートや停留所のニーズが出てくることは容易に想像ができますが、全ての要望に対応することはできません。

これに対し、京都府京丹後市では、先ほど御紹介した相乗りサービスのウーバーを活用して、地域交通の充実を図っています。京丹後市でも、デマンドバスという形態で市営のバスを運行していますが、過疎化の進行や高齢化の進行により、ドア・ツー・ドア、要は家を出てから目的地の目の前まで連れていってくれるということですのでけれども、こちらのニーズが高まっていたことや地域のタクシー会社が撤退したことから、このようなサービスが始まりました。

また、三重県菰野町のあいあい自動車は、地域の支え合いの力を生かした地域交通として実証実験が始まっています。このあいあい自動車は、地域住民が資金を出し合い共同で自動車を保有、運転のできる人は、基本的に車を自由に使えるかわりに、運転しない、運転できない人からの連絡が入ったらその場所へ迎えに行き、目的地まで送り届けるというサービスです。運賃は、自動車の維持費と若干のドライバーへの報酬として充てられます。このサービスには、車が急に迎えに行けない場合に、地域のタクシーの相乗りを募集するという方法も用意されています。

この概念は、自治体のごみ収集場の建設や維持にお金を出し合い、定期的に共同で掃除するのと同じ構造を持っています。

さらに先進的な地域では、仕事のシェアや育児のシェアが行われています。佐賀県多久市では、インターネットなどの情報通信技術を活用し、時間や場所にとらわれない働き方の提供を行う場をつくり出す、ローカルシェアリングセンター事業を行っています。ローカルシェアリ

ングセンターは、多久市のつくり出した造語で、大都市が持っている仕事をシェア、分けてもらうことで地方に仕事をつくり出すことを目的にしています。

この事業では、介護離職をした人や子育て中の人など、在宅で仕事を希望する人にICT技術を身につける講座を提供し、インターネット上で仕事をしながら収入を得られるように支援していくサービスです。インターネットを活用して働くクラウドソーシングの能力が身につけば、場所や時間にとらわれずに仕事をするのが可能で、技能が向上すれば一般的な収入よりも高い賃金を得ることができます。

また、子育てシェアは、奈良県生駒市で導入されているサービスで、子供の送迎や託児を保護者同士が協力し合うサービスです。これは、保育の送迎に間に合わない場合や一時的に子供を預ってほしい場合などに、1回数百円程度で、育児や送迎を依頼するサービスです。学童保育や延長保育でカバーできない部分を、支え合いの力で解決することを目的にしています。核家族化が進み、コミュニティーが縮小している現代にマッチしたサービスで、都市部を中心に普及が進んでいますが、今後は地方部でも新興住宅地など、コミュニティーの力が弱い地域での普及が進んでいくものと見られています。

これらシェアリングエコノミーと呼ばれる概念は、冒頭に申し上げたとおり、共助、協働、支え合いの概念で成り立つサービスです。事例を御紹介したあいあい自動車のサービスの紹介に、シェアリングエコノミーの概念をよくあらわしている文章があるので御紹介します。

本サービスの意義。在宅生活の臨界点を上げる移動サービス。住みなれた地域で在宅生活を継続するには、病院やスーパーなど生活に必要な場所にアクセスすることが必要になります。あいあい自動車を利用いただく地域の支え合いの中で、在宅生活を維持できるつながりをつくっていただくことお手伝いします。地域住民主体の持続可能性のあるサービス。本サービスは地域の課題に対して、地域住民自身が動いて解決することをお手伝いします。主役は地域の住民の皆様です。タブレットを通じて地域の困っている人を見える化するとともに、地域内で支え合うことがお互いにメリットになる仕組みをつくることで、持続可能な支え合いができるようお手伝いします。地域の交通資源の有効活用。あいあい自動車では、タクシーに割り勘で乗るためのマッチングシステムも含まれています。外出の選択肢をふやすことで、地域の高齢者の皆様が年をとっても好きなところにお出かけできる機会をふやしていくお手伝いをします。以上です。

このように、シェアリングエコノミーは、協働、共助、支え合いという理想を実現するための具体的な手法であり、このような概念を推進していくことは、垂井町が掲げる「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の「やさしさ」と「活気あふれる」の部分を実現化し、また垂井町の最高規範であるまちづくり基本条例の基本理念である、住民はまちづくりの主権者、地域特性の尊重、協働のまちづくりの全てを満たすことができます。ただいま紹介した事例だけでなく、高齢者の支え合いや観光、中小企業の活性化や商店街の再生など、シェアリングエコノミーによって解決できる課題は多岐にわたります。

既に先進的な地域では、シェアリングシティ宣言を行い、共助の力で人口減少社会を乗り越えようと動き出しています。ここでも、ぜひお聞きいただきたい一節があるので、シェアリングシティ宣言の一文から御紹介いたします。

世界に先駆けて、本格的な人口減少社会に突入している日本社会は、地方自治体の少子・高齢化や人口減少、財政難などさまざまな課題を抱えており、持続可能な社会の実現に向けて新たな仕組みが求められます。そのような中、行政からの公助だけでなく、シェアによる共助により、持続可能な社会を実現しようとする自治体をシェアリングシティと呼んでいます。とあります。

このシェアリングシティ宣言は、相対的に公助の力が限られる町村でこそ必要ですが、今のところ町村でシェアリングタウン宣言を行っているまちはありません。

ちなみに、去年はこちら5つの自治体が宣言を行っておりますけれども、次年度は20自治体ほどが新たに宣言をするということで、情報をいただいております。

ぜひともシェアリングタウン宣言を行い、協働のまちづくりを実現していくことが、第6次総合計画を含めた次の10年の目指すべき道だと考えています。

そこで、1点御質問をいたします。

シェアリングエコノミーの推進を第6次総合計画の政策の一つとすることを調査・検討してはどうか。以上お伺いをしたいと思います。

このシェアリングエコノミーの概念、これからどんどん社会の中で普及が進んでいくと思いますので、ぜひ垂井町が先駆けてそういった取り組みをしていく中で、より多くの方に垂井町に注目をしていただき、興味を持ってもらう、そういった流れも今後つくっていく必要があるのかなと考えております。

以上、移住・定住政策について、シェアリングエコノミーの推進について、2項目5点について御質問をさせていただきました。

どうぞ御回答のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 太田議員のほうから、移住・定住政策についてとシェアリングエコノミーの推進についてという2点のお尋ねがありましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

移住・定住政策については4点ほどございましたが、まず1点目の平成28年度中に移住の支援制度を活用してどれだけの人数が垂井町に移住してきたかというお尋ねでございます。

平成27年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略では、5つの体系のうち、2つ目の交流、まちの魅力で新たな人の流れを創出の中で、移住・定住の促進として3つの取り組み項目を上げております。

1つ目は、市街化区域内の土地活用事業で、未利用地の区域内において有効な土地活用をす

るため、計画的な道路整備を行うというものでございます。

2つ目は、子育て世代の定住促進プロモーションで、多子世帯に対する支援金の創設などの検討を行い、まちの魅力を子育て世代を対象にしたプロモーションを実施するというものでございます。

3つ目は、若い世代への定住プロモーションで、若い世代を対象に就労の場としての強み、子育てのしやすさなどを発信するため、さまざまな情報媒体の活用をし、各種イベントなど情報発信の機会を創出しながら、定住者向けの支援金の創設について検討を行うというものでございます。

これらの中で、目標数値を住民の純移動数、転入者マイナス転出者と新築住宅の着工件数を上げております。本町には、独自の直接的な移住支援制度はまだ設けていないため、議員お尋ねの移住人数は把握できていないため、この数値で答弁とさせていただきます。

純移動数につきましては、目標値を1年当たりマイナス12人としておりますが、平成27年度調査ではマイナス145人、平成28年度調査ではプラス2人となっているところでございます。

また、新築住宅着工件数につきましては、目標値を1年当たりの新築住宅着工件数でございますが、130棟としておりますが、平成27年度調査値では98棟、平成28年度調査値では125棟でございます。

次に、どれだけ移住に関して問い合わせがあったかというお尋ねでございますが、さきにも申し上げましたとおり、本町には独自の直接的な移住支援制度をまだ設けていないため、把握はできておりません。

次に3点目のどのような媒体で、どれだけ情報発信を行ったかでございますが、移住・定住に関する情報発信につきましては、西美濃広域での取り組みを行っております。これは、特に大都市圏における西美濃地区各市町の知名度が低い中で、西美濃全体によるスケールメリットを生かして取り組んでいるものでございます。平成28年度におきましては、首都圏や関西圏におけるイベントに出向きPRを行ったり、大垣市にある住宅展示場においてPRを行っております。また、首都圏や関西圏におけるイベントでは町として関係施設に出向き、情報収集や情報交換も行ったところでございます。このほか西美濃全体のPRガイドブックの作成やポータルサイトの開設、フリーペーパーやインターネットへの広告掲載を行ってまいりました。町独自でも移住・定住用のパンフレットやPR名刺を作成し、イベント時に配布してきたところでございます。

次に、4点目、移住促進政策に関してのこれまでの行政執行の振り返りと今後の展望についてでございますが、これまでの移住・定住の促進施策の振り返りとしては、プロモーションを行うためのさらなる施策の拡充が必要と考えております。

それには、3つの考え方があり、1つ目としては、直接的な移住支援。移住時に必要な土地、家屋に関する支援や引っ越しに必要な支援などでございます。

2つ目としては、定住した後の支援。子育てしやすい環境づくりや暮らしやすい環境づくり

としての基盤整備、インフラ整備、あるいは自然環境、安全・安心な環境整備などの充実でございます。

3つ目としては、地域での移住者の受け入れ体制でございます。今後、生涯にわたってそこで暮らそうとする人は、人生を楽しく過ごすことが大切です。幸い、本町には各地区にまちづくり協議会が設置されており、移住者も含めたコミュニケーションづくりがしやすい環境であると考えております。既に、移住者受け入れ体制の強化を研究されているまちづくり協議会もございますが、多くの協議会で、ソフト面での移住者向け受け入れに係る環境整備がなされることを願っております。

今後の展望につきましては、これら3つの内容に加えて、働く場所や買い物の環境、医療、福祉施設の環境などを盛り込んだ垂井のプロモーションを行うことと考えております。

いろいろ多くのことを申し上げましたが、今年度からは、リフォーム補助金制度に移住・定住者や3世代同居に係る優遇制度を創設しております。また現在、空き家バンク制度も検討中でございますが、できることから確実に進めることとし、魅力的なプロモーションができるよう努めてまいります。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、シェアリングエコノミーの推進について、御答弁をさせていただきます。

質問の内容は、シェアリングエコノミーの推進を第6次総合計画の政策としてはどうかとお尋ねでございます。議員からのお尋ねの中にもありましたとおり、個人の資産であれ公共の資産であれ遊休資産を有効に活用し、これをまちづくりに結びつけることは有効な手法であると同時に、例えばNPO法人などの民間が主体となって、このシステムを活用した場合には、人づくりや交流にもつながり、行政主体ではできない興味深い事業展開が期待できると考えております。現在行っている遊休農地をファミリー菜園として活用している事業や空き家を移住者にマッチングしようとする事業も一つのシェアリングエコノミーであると考えておりますが、議員から御提案をいただいたシェアリングエコノミーとは、ICTを活用した民間活力の活用手法の一つであると理解しております。スマートフォンの普及により、LINEやインスタグラムといったソーシャルメディアが普及し、インターネットを利用して誰でも手軽に相互のやりとりができるようになりました。その中で、新しいビジネスチャンスが生まれ、人と人をつなぐ、物と物をつなぐ、新たなビジネスとしてシェアリングエコノミーがあると考えております。

さて、現在策定中の第6次総合計画では、今までの総合計画とは違い、人口減少を前提とした計画となり、今までの手法では課題解決ができない場合も想定されます。そのため、シェアリングエコノミーと同時にAI（人工知能）やドローンの活用といった、新たな手法も必要になってくるかもしれません。第6次総合計画では、今後10年間で、町として何に取り組んでいかなければならないのか、何に取り組むべきなのかを見定め、その目的を達成するために、最適な手法を新・旧の方法の中から取捨選択し、実効性の高い計画にしていきたいと考えています。御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

最後の登壇になりましたが、よろしくお願いたします。

2年前に、私はもっと元気な垂井町の構築をスローガンとして立候補しました。再度の町議会議員に当選させていただきました。そして、町長は4期目に当選し、ちょうど岐阜県の町村会長の重責に任命され、今年度その責任を全うされて2年間の任務を終えたところであります。この体験された経験をパワーにかえて、今後はさらなる元気な垂井町を構築されることを期待するものであります。

私は、今回は元気なお年寄りのまちづくりを推進するために、健康寿命の延伸について質問いたします。

なお、このテーマについては、昨年9月議会において、同僚議員が医療費または生活習慣と関連して質問されておりますが、私の質問は高齢者の立場から、いかにすれば元気な意識が持てるか、また垂井町が高齢者にとって楽に生活できる、元気な高齢者の町、垂井町のイメージを構築するためのものであります。

まず高齢者の基礎となる資料、高齢化率を見てもみますと、第6期生きがい長寿やすらぎプランの資料によりますと、平成26年度では、高齢化率は25.5%となっております。岐阜県のランキング資料と比較してみますと、県内42地域中24位となっている結果となっております。さらに、ことし平成29年度の垂井町の人口は2万7,854人で、65歳以上の高齢者は8,043人であり、何と高齢化率は28.9%となっております。こうした資料から、元気な高齢者の町のイメージをつくり上げることは、非常に重要なテーマであると考えます。

そこで、質問に入ります。

第1点目の質問は、まず健康寿命の定義についてであります。

第2次健康日本21たるい計画、これですね、昨年皆さんに配付された資料でございますが、この資料によりますと、健康寿命とは、日常生活に制限のない期間と定義されており、垂井町、岐阜県、全国平均の平成26年度のデータが比較されております。まず男性では、平均寿命のデータは、垂井町が80.2歳、岐阜県が79.9歳、全国が79.6歳となっており、次に健康寿命のデータは、垂井町が66.1歳、岐阜県が65.5歳、全国が65.2歳となっており、次に平均寿命と健康寿命の差を見てもみますと、垂井町が14.1歳、岐阜県が14.4歳、全国が14.4歳となっております。

次に、女性では、平均寿命のデータは、垂井町が87.4歳、岐阜県が86.3歳、全国が86.4歳となっており、次に健康寿命のデータは、垂井町が67.4歳、岐阜県が67歳、全国が66.8歳となっており、次に平均寿命と健康寿命の差は、垂井町が20歳、岐阜県が19.3歳、全国が19.6歳となっております。

この結果は、不健康な期間が最高で20年間続くことを示しています。不健康な期間は何らか

の制限を受けていることであり、例えば認知症となって、20年間も人の世話を受けながら暮らさなければならないというイメージがあるのですが、このデータは、かなり変なイメージを与えかねない資料ではないでしょうか。

この資料は、国保データベース（KDB）システムから転用されたものだと思いますが、近隣の市町村も利用されているのでしょうか。インターネットで検索してみますと、厚生労働省の資料、健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料のデータが見られました。それは平成22年度の平均寿命と健康寿命の差を示したものであり、グラフにあらわされております。そのデータは推定値ではありますが、男性では、平均寿命のデータは、岐阜県が79.9歳、全国が79.55歳となっており、健康寿命のデータ、岐阜県が70.89歳、全国が70.42歳となっており、次に平均寿命と健康寿命の差は、岐阜県が9.01歳、全国が9.13歳となっています。

次に、女性のデータでは、平均寿命のデータは、岐阜県が86.3歳、全国が86.3歳となっており、次に健康寿命のデータは、岐阜県が74.15、全国が73.62歳となっており、次に平均寿命と健康寿命の差は、岐阜県が12.15歳、全国が12.68歳となっています。

市町村のデータはないようですが、都道府県のデータと全国のデータは正確に出ているようであります。そこで見てのとおり、垂井町の第2次健康日本21たらい計画の資料では、男性の全国平均の健康寿命の値は65.2歳となっており、厚生労働省の資料は70.42歳となっています。その差は5.22歳となっており、女性の資料を比較しても同様の結果となっています。近隣の市町村を見ても、きちっとしたデータは発見されない状況であります。利用されている全国平均の健康寿命は、厚生労働省の資料を利用されている自治体が多いように思われます。そこで、この健康寿命の取り扱いの定義について、また関連して質問します。

1つ目は、健康寿命とは日常生活に制限のない期間と定義されておりますが、制限とはどういったものが含まれるのでしょうか。

一般的に研究報告書等を見ていると、1つには、介護保険の要介護2以上の人が不健康状態であるとの見方もありますが、そうした見方も含めてお答え願います。

また、もう一つの見方は、データをとるときの内容に、健康上の問題で日常生活への影響はどの質問に対し、その影響が衣服脱着動作とか作業時間が長くなるなど、制限に入るのでしょうか。

2つ目の質問は、健康寿命の資料のとり方について、国保の資料よりも厚生労働省の資料がより現実的にあるように思われますが、近隣の自治体の資料と合わせて見直しする予定はないかお伺いします。

健康寿命の算定は、どのように行っているのでしょうか。

垂井町でのアンケート調査は、毎年行っているのでしょうか。

男性、垂井町の資料が66.1歳となっていますが、算定の根拠はどうなっているのでしょうか等をあわせてお答え願います。

第2点の質問は、元気な高齢者の社会参加について質問します。

この第2次健康日本21たるい計画の資料によりますと、その重点方針の中に、地域との協働として、まちづくり協議会などと連携して身近な地区での健康づくりの推進とあります。

2つ目は、また住民の自主的な活動の支援として、地域でのキーパーソンとなるべき人を中心とした活動に支援するとあります。今や団塊世代の人が全て65歳以上となり、高齢社会がますます充実しなければならない時代となってきました。病気に対しては、医療の技術が高度化され、成人病と言われる病とは、共存して生活していくことが必要であります。そして、趣味を生かした社会参加が必要となってきております。高齢者の趣味には、カラオケとかマーチャンとかテニスとか家庭菜園などがあり、そうしたことが健康寿命を引き上げることになり、行政負担の軽減にもつながると考えます。

そこで、1つ目の質問は、社会参加の始めとして、各自治会、または集会所単位で高齢者サロンの開設を進めてはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。また、現在のサロンは、幾らぐらい存在しているのか。そして、サロンへの出前講座などはどの程度開催しているのでしょうか。高齢者の社会参加は非常に重要な問題だと思えます。しかし、いつも社会参加は同じ顔ぶればかりではないでしょうか。新しい人材が仲間入りすることが重要であり、サロンを多くすることは、より広い高齢者の社会参加を促進するものであります。

2点目の質問は、コミュニケーションマーチャンの普及に向けた取り組みについて、お考えを伺います。以前にも質問させていただきましたが、十分な資料もなく保留の状況となっております。それから、自治会においては提案型事業として、町への提案は落選となりましたが、自治会単独で装置を購入して、先日オープンして自治会内において実施しました。わいわいがやがやと楽しいひとときでした。

少し説明しておきますと、このコミュニケーションマーチャンは、NHKが放送して紹介したものであり、そのルールは普通のマーチャンとほぼ同じですが、パイが5センチほどの大きなパイであり、2人から3人でチームとなり相談しながら進めるので、進行中のコミュニケーションが最もとれるものだと思います。

近隣でも取り入れている自治体があると聞いています。社会福祉協議会を初めとして、各地区センターへ普及してはいかがと提案しますが、町の考え方をお伺いします。

第3点目の質問は、ロコモティブシンドロームの認知度と関連する状態の調査について実施してはどうかと思われるが、町の考えはどのようにお考えでしょうか。

第2次健康日本21たるい計画の資料によりますと、ロコモティブシンドロームとは、骨や関節などの運動器の障がいのため、移動能力が低下して介護が必要な状態や要介護になる危険性が高い状態を示す言葉であります。認知度調査によると、言葉を知っている人は18%程度であり、逆に82%の人が知らないという結果となっております。

また、別資料によりますと、関連する7つの状態があります。1つは片足で靴下が履けない、2つ目は家の中で滑ったり、つまずいたりする。3つ目は階段を上がるのに手すりが必要。4つ目はやや重い家事が困難。5つ目、2キロ程度のものの持ち帰りが困難。6つ目、15分ぐら

い続けて歩けない。7つ目は横断歩道を青信号で渡り切れない。以上の7つうち1つでもあれば、ロコモティブシンドロームの状態にあるというのであります。

要介護になることを防止するためにも、住民への認知を促進することが必要であると考えます。もっと積極的に、出前講座などを通じて促進するか、お考えを伺います。

4点目の質問、特定保健指導の強化について質問します。

第2次健康日本21たるい計画の資料によりますと、特定健康診査の結果、メタボの人、BMIの規格外、血糖値または血圧などが重複して規定外にある人等を対象として特定保健指導を行っています。

私は、昨年、一昨年の2年間指導を受けたところであります。その内容は、ドクターの講義、もう一つはレッツによるストレッチ体操、3つ目はグループ分けによる討議、4つ目はカロリー計算された食事の4段階で指導していただきました。

非常によい研修指導であり、参加された人数は30人程度でもったいない感じがしました。ある程度、強制的にでも指導を受ける人には、何度も指導を受けることを促すことが必要であると感じました。

そこで、この特定保健指導の強化について、さらなる継続強化を進めてはいかがかと思いますが、町の考え方を伺います。

以上で私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの後藤議員からの元気な高齢者社会に向けた健康寿命の延伸についての質問につきましては、健康福祉課所管でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

内容は大きく4点ですが、多くの質問がございましたので若干長くなるかもしれませんが、順番にお答えをさせていただきます。

初めに1点目の健康寿命の定義についてですが、本町では高齢化及び生活習慣の変化により、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病を抱える人とあわせ、介護を必要とする人も増加していることから、誰もが健やかで心豊かに暮らせる、元気のある町を実現していくためには、健康で生活できる期間、健康寿命を延ばしていくことが必要であると考え、昨年度から平成32年度までの5年間を「大人から子供へつなぐ健康なまち」を基本理念に、第2次健康日本21たるい計画を策定し、各種事業について関係団体と連携し、取り組んでいるところです。

さて、1つ目の質問、当該計画の中で健康寿命についての定義を日常生活に制限のない期間としており、その制限とはどういったものかについてですが、厚生労働省が行う国民生活基礎調査の中で、日常生活に制限のない時間の平均の質問の中で、あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますかの問いに対して、「ある」と回答した場合を不健康な状態、つまり制限があるとしています。例えば衣服着脱や食事、入浴などの日常生活の動作について、

また外出、仕事、家事などについて、時間や作業量が制限されている場合などです。

また、自分が健康であると自覚している期間の平均の質問の中で、あなたの現在の健康状態はいかがですかの問いに対して、「余りよくない」、または「よくない」と回答した場合についても不健康な状態、つまり制限があるとしています。

さらに、議員御説明のとおり、日常生活動作が自立している期間の平均の質問の中では、介護保険の要介護度の2から5の方を不健康な状態、つまり制限があるとしています。

これらのことから、主観的ではありますが、それぞれの日常生活の中で、自分にとって困り事があったり、生活に不便さがあることなどが、つまり制限であるとの認識を持っているところではあります。

次に、2つ目の質問、健康寿命の算出の資料の見直し、算定方法についてですが、これらの資料は議員御指摘のとおり、国保データベース（KDB）システムにより算出しており、厚生労働省の公表値とは若干異なります。ただし、利用する数値の根拠としまして、平均寿命については、厚生労働省の市区町村別生命表から、また健康寿命については、厚生労働省の市区町村別生命表の平均余命、定常人口、生存数及び総務省の国勢調査人口等基本集計の人口を判定項目として、国保データベースシステムによる算定式により算出したところではあります。

今回の数値につきましては、国の機関が採用する方法で使用する数値と算定する条件や算式が異なり、国と同等のデータを算出することが困難なことから、本町としては、国と県と町のデータを比較することで現状を考える一つの目安となり、行政的な資料として、またより住民の方に理解していただきやすいと考え、国保データベースシステムにより算出した数値を使用いたしました。

参考に、近隣の市町に聞き取りをしましたところ、健康寿命については、国や県と同等のデータが得られにくいことから、当該市町の数値の提示は基本的には考えていないとのことでした。

なお、当該計画の期間におきましては、資料の見直し及び再度のアンケート調査の実施は、今のところ考えておりませんが、引き続き、国や県、他市町の状況などの情報収集し、健康づくりに向けた広報、出前講座などの住民説明時において、資料提供をしていきたいと考えております。

次に、2点目の元気な高齢者の社会参加についての質問ですが、現在、町において把握している住民の自主的な活動による高齢者サロンについては、各地区、各組織が町内26カ所で活動を行っております。また、各サロンへ出前講座につきましては、年数件の数えるほど、年1件程度でございます。出前講座につきましては、基本的に団体からの申請により実施しているもので、申請があれば関係する担当者が出向く制度でありまして、健康福祉課、また保健センターからの出前講座につきましては、高齢者サロンでの実績は少ないわけですが、老人クラブ、まちづくりセンターなどからは、多くの要望があり、申請に基づいて出向いているのが現状です。高齢者サロンの設置につきましては、今後も社会福祉協議会と連携しまして、気軽に歩い

ていける近場での設置とともに開催回数、開催組織の充実に努めてまいりたいと考えています。

次に、コミュニケーションマージャンの普及に向けた取り組みについての考えですが、最近、コミュニケーションマージャンがお金をかけない、お酒を飲まない、たばこを吸わないをスローガンに県内でも広がりつつあり、手先を使うことによる脳トレの効果なども期待されているツールです。

提案型事業では、補助金の交付に係る提案で、残念ながら採択には至らなかったものの、事業の内容については、地域で自主的に高齢者の居場所づくり、支え合いなどを目的に実施する活動と認識しています。町としては、それぞれの地区のサロンの自主的な活動の中で、コミュニケーションの道具として広がればと考えているところです。

しかしながら、他地区への普及については、それぞれの地区の考え方もあるため、積極的に普及を推進することは難しいものの、地域のサロンが取り組む先進的な活動として、他地区の活動の参考となるよう、今後も事業活動を推し進めていただきたいと考えております。

次に3点目のロコモティブシンドロームの積極的な周知についてですが、基本的には、健康寿命の延伸のためにも認知度を高めていく必要があると考えています。

これまでも、平成28年3月号の「広報たるい」では、ロコモティブシンドロームって何とか、平成28年4月号の「広報たるい」では、ロコモティブシンドロームを予防しようについて掲載するとか、簡単料理教室や長寿食教室などの各種事業においても、周知を図っているところではあります。

しかしながら、片仮名の難しい文言のせいか、高齢者の記憶にとどまりにくいのではないかと恐れ、認知度が低いのが現状です。

また、ロコモティブシンドロームについては、症状があらわれてからでは遅いため、壮年期から認知度を高め、運動機能の低下を防ぎ、必要な栄養素を摂取するなど、予防に取り組む意識を促進することが必要と思われる。それには、今後もさまざまな機会を捉えながら、出前講座などを開催し、さらにロコモティブシンドロームの周知を図り、健康な高齢者づくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、4点目の特定保健指導の強化についてですが、議員御説明のとおり、当町では、生活習慣病予防対策として、40歳から74歳の町国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を動機づけ支援対象者、または積極的支援対象者に分け、特定保健指導を行うとともに4日間を1教室とした生活習慣病予防セミナーを年2回実施しております。

さて、議員の御質問、特定保健指導の強化についてですが、特定保健指導については、今年度から特定健診の結果返却時において、医師より保健指導の利用を勧奨し、参加者の増員を図るとともに、6カ月間継続して保健指導が受けられた修了者の増員にも取り組みたいと考えています。また、生活習慣病予防セミナーについては、家族、友人など身近な方と一緒に参加することがより生活習慣の改善につながると考え、今年度においては、御本人以外が対象かどうか

かにかかわらず、家族、友人を誘って御参加もらえるようにいたしました。

今後も、生活習慣の改善が必要な方には、根気よく保健指導の必要性を訴え、自発的に指導、セミナーを利用してもらえるよう引き続き啓発活動を実施していきたいと考えています。

議員から御提案がありましたように、必要な方にはある程度強制的な指導による生活習慣の改善を求めながら、自発的に指導、セミナーを利用してもらえるよう、引き続き、啓発活動あわせて実施していきたいと考えているところでございます。

以上、後藤議員からの元気な高齢者社会に向けた健康寿命の延伸についての答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 御答弁ありがとうございました。

非常に前向きな答弁もかなり多かったように思います。それで、少し気がついたところを再質問させていただきます。

まず1点目の定義についてであります。この健康か不健康か、この21たるい計画には66歳、もう私なんかも既に不健康な状態になっているわけなんですけれども、いろいろ健康か健康でないかを見てみますと、個人差もあると思うんですけれども、これは二分できて、ここから上が不健康で、ここから下が健康だという二分するものじゃないという説明も入っているみたいです。だから、大体の線は、健康か不健康かというのはわかると思うんですけれども、ほかのデータが、ほとんどずうっと私資料とっていたんですけど、例えば和歌山県とか、ほかの県のやつ、県までしか、御説明があったように市町村まではそんなに詳しくそろえては出てないんですけど、ほとんどが厚生労働省の大体70歳前後が健康、そうすると66歳で不健康になるのか、70歳で不健康になるのかという、やはりその生活するリズムが、もう俺は不健康だと思ってしまう可能性があるんで、これはどうしても、こういうデータに入れて、垂井町、ほかのところは入れてないですよ、町のが不明確だから。だから、私は外すのか、それとももう一回とり直すのか、やるべきでないかと思いますが、再考の余地はございませんか。再質問いたします。

それから、2点目の社会参加で、出前講座が1件というのは非常に寂しい話でございます。説明の中にも、申し入れがないから出前講座に行かないんだというのは、出前講座の本当のある本質を外れているんでないかなと思うんです。出前講座、一番最初にそれがあるといったときには、表をつけて各自治体に回したり、かなり宣伝をしていたと思うんです。最近、そういった資料が全然見当たらないし、行政側からアクションをするのが出前講座であって、希望者を待つのは、私は全く間違いだと思うんです。そういった意味から、もっと積極的な出前講座のアピールをしていく考えはないのかどうか、2点目の質問とします。

それと、今回この健康寿命の延伸について、決めた後なんですけど、3日ぐらい前の中日新聞ですけど、ここにお年寄り自由に勤務というデータが出ていまして、これはスギ薬局さん

のシニアいきいき計画、仲間と働く、ここにも平均寿命と健康寿命が書かれているわけなんですけれども、65歳の方が自由に行って、こういう取り組みを民間企業からスタートするという非常にありがたい話、行政として、こういった民間と協働で進めるということが非常に大事なことで、3日前だったもんでちょっと資料に間に合わなんだんですが、参考と思って。私が思うのには、やっぱり健康寿命、健康な垂井町を推進しようと思ったら、行政だけでもあかん、民間だけでもあかん、その2人が合体、コミュニケーションマージャンも同じなんですけれども、好きなところの自治体だけやっておくれたらええんやというふうなまでは駄目だと思うんですよね。そういったスギ薬局が取り組んでいる民間とか、そういうふうなものがあるんだよというのは、むしろ行政側からいろんな会合、例えば工場会の会合とかそれから、中小企業の集まりの中で説明してもっと積極的に、そういうことが私一番最初に言った、町長が県の会長になってパワーをアップしてきたんだから、ぜひともそういうふうなところへ積極的にアピールして行ってほしいなというふうに思いますが、ちょっと参考ですので、もし意見があったらおつけ加えをお願いしたいと思います。

最後の特定健康指導、本当に4日間だったけどよかったんです。私は、それを受けてから毎朝6時25分から55分までNHKのラジオ体操をするようになりました。まだ4カ月ですけども。これについては、対象外でもやるということなので、今2回やっているということなんですけど、ぜひとももっとふえていくことをお願いして、これについては答弁必要ございませんので、ちょっと対象外でもやっていただけるというような確認だけでございます。

以上で、質問3点ばかり、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の健康寿命の話でございますけれども、数字に確かに一喜一憂するところがあるわけでありましてけれども、逆に言えば平均寿命、男性、今80歳、女性86歳、もうちょっと上に行っているかもしれませんが、80歳になったら死ぬのかという話ではなくて、あくまで平均の話でありますので、この健康寿命におきまして、その数字になったから、超したから急に不健康になるんだとかいう、それは全く、その一つの目安として見る数字であって、これはもちろん考え方の話になるというふうに思いますが、そういうことから考えまして、この健康日本21たるいの中に入っている資料というのは、あくまで国、県と町を比較するために、資料として同じベースのものを出したということで、これと厚労省の数字を比べるというのは、やはり無理が出てくることになりますので、基本的には同じベースのもので比較する、垂井町がじゃあどういふ状況にあるのかという形で出したという認識で見ていただきたいと、この厚労省と数字が違うからこれがおかしいという話ではなくって、同じデータの中で、国、県と町を比較した数字がこれであるという認識で見ていただけたらというふうに思っておりますので、これを外すとか見直すということについては、なかなか至らないのではないかなというふうに思っ

ております。

また、出前講座についてであります。これはサロンに対して行った出前の数でございます。全体としましては、先ほど課長の中の答弁にもあったように、老人会でありますとか各種団体、いろんな形で出前講座を行っておるところでございます。最近、余りまち協なんかの会合にも出しておりませんが、昔は講座を出して、こういうことをやっておりますということをやりましたけれども、最近ちょっと出しておりません。ここら辺はまた考えたいというふうに思いますけれども、やはりこれは情報提供すべきということでございますけれども、どういう情報、要するにマッチするかということがありますので、住民の方が求めているところへ、こちらが乗り込んでいってこれを聞きなさいという話ではなくって、住民の方々が関心のあるところへ、我々が出向いて、これはこういうことですよという説明をする、そして意識を深めていくと、そういう形の中での出前講座があるというふうに思っておりますので、やはり、ある部分オファーがあって、それに対して応えていく、その繰り返しやはり情報の共有につながっていくのではないかなというふうに思っております。決して出前講座の数がむちゃくちゃ少ないとかそういうことではございませんので、あくまでサロンの中での話というふうに捉えていただけたらというふうに思っております。

それから、先ほどいただきました資料としてのシニアいきいき計画でございます。これはまさに、働き方改革の中の一つの考え方かというふうに思っております。ワーク・ライフ・バランス等も言われておりますけれども、年を取って自由に働く部分ということの一つの企業がこうして先進的に取り組まれたことは、大変すばらしいことだというふうに思います。

ただ、これが町であり県でできるかという、なかなかすぐ難しい話であって、やはりもう一つ上の国等がしっかりとした施策の中で、働き方改革等を今進めておりますけれども、そういった中でどんどんおいてくるものだというふうに思います。この薬局屋さんが一つ先進的に取り組まれたことは大変評価するものでありますし、これが今後広がっていくことを、我々としてもサポートしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

特定健診につきましては、確かに垂井町、数値が非常に低うございますので、これを絶対的な底上げをしていくということは大変な課題であると思っておりますし、担当所管も一生懸命そこに取り組んでおりますので、今後もまた御指導いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（角田 寛君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 22 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 富 田 栄 次

